

第4次府中市総合計画

前期基本計画

平成27年度～平成31年度



<目次>

第1部 計画の概要.....	1
第1章 基本構想の概略.....	2
1. 将来都市像.....	2
2. 計画を推進するための4つの視点.....	2
(1) こどもの声が聞こえるまち.....	2
(2) 安心して暮らせるまち.....	2
(3) ものづくりのまち.....	2
(4) 学びあふれるまち.....	2
第2章 基本計画の体系.....	3
第3章 計画の期間.....	4
1. 基本構想.....	4
2. 基本計画.....	4
3. 実施計画.....	4
第4章 基本計画の将来フレーム.....	5
1. 人口フレーム.....	5
2. 産業フレーム.....	5
第2部 分野別の取組.....	7
基本目標1 都市基盤づくり.....	8
1. 暮らしと産業を支える計画的な土地利用の推進.....	10
(1) 計画的な土地利用の推進.....	11
2. 地域拠点の整備と市街地の活性化.....	12
(1) にぎわいのある都市拠点の整備.....	13
(2) 暮らしの核となる集落拠点の整備.....	14
(3) 府中らしさのある美しい都市景観づくり.....	14
3. 交通ネットワークの構築.....	15
(1) 広域間の連携や都市内を円滑に移動できる幹線道路の整備.....	16
(2) 暮らしを支える生活道路などの整備.....	17
(3) 暮らしに密着した公共交通の充実.....	17
4. 潤いある快適な住環境の整備.....	18
(1) 快適な住環境の整備.....	19
(2) 情報通信技術を活用した快適な暮らしづくり.....	19
基本目標2 生活環境づくり.....	20
1. 防災・減災の体制整備.....	22
(1) 防災・減災のまちづくり.....	23
(2) 迅速な災害時対応の仕組みづくり.....	24

2. 潤いのある生活環境の整備.....	25
(1) 空き家の対策と有効活用の促進.....	26
(2) 公園・緑地の整備.....	26
(3) 上水道・下水道の整備.....	27
(4) 環境衛生の充実.....	28
3. 人にやさしいまちづくり.....	29
(1) 安全・安心なまちづくり.....	30
(2) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり.....	31
基本目標3 地域資源を活用したまちづくり.....	32
1. ものづくり産業のイノベーションへの取組.....	34
(1) ものづくり産業の振興.....	35
(2) イノベーションと高付加価値化の促進.....	35
2. にぎわいあふれる商業の振興.....	36
(1) 創業・起業、事業継承の支援.....	37
(2) 商業の振興.....	37
(3) 関係機関・団体との連携.....	38
(4) 就業環境の充実.....	38
3. 農林業などの活性化.....	39
(1) 経営力の高い担い手の育成.....	40
(2) 豊かな農林環境の整備.....	41
(3) 地産地消の推進.....	41
4. 地域資源を生かした観光産業の振興.....	42
(1) 地域の資源を生かした観光の促進.....	43
(2) 「ものづくり」の魅力を生かした観光振興.....	43
(3) 観光ボランティアなどの育成.....	43
5. 地域ブランドの構築とプロモーション.....	44
(1) 特産品開発と府中ブランドの構築.....	45
(2) プロモーションの推進による販路の拡大.....	45
基本目標4 健康地域づくり.....	46
1. 子育て支援の充実.....	48
(1) 次世代育成支援.....	49
(2) 母子保健、小児医療、周産期医療の充実.....	50
2. いつまでも元気で暮らす健康づくり.....	51
(1) 医療体制の充実.....	52
(2) 健康づくりの推進.....	53
(3) メンタルヘルスケアの環境整備.....	54

3. 地域で支える福祉のまちづくり	55
(1) 高齢者福祉・介護保険の推進	56
(2) 障害者福祉の推進	57
4. 地域コミュニティの構築	58
(1) 地域福祉の推進	59
(2) ボランティアなどのコミュニティ・サービスの支援	59
基本目標5 教育・スポーツ・文化のまちづくり	60
1. 小中一貫教育を基盤としたコミュニティ・スクールの充実	62
(1) 小中一貫教育の充実	63
(2) コミュニティ・スクールによる学校運営の推進	65
2. 多様な生涯学習のまちづくり	66
(1) 生涯学習の場の充実	67
(2) スポーツの推進	68
3. 豊かな文化を育むまちづくり	69
(1) 伝統・文化の保存と継承の支援	70
(2) 芸術文化活動の振興	70
基本目標6 市民協働のまちづくり	71
1. 市民参加のまちづくり	73
(1) 広報公聴による行政運営	74
(2) 市民参画によるまちづくりの推進	75
2. 交流のまちづくり	76
(1) 国際交流・地域間交流の推進	77
(2) 世代間交流の推進	77
3. 産学金官民の連携体制の構築	78
(1) 産学金官民の連携	79
(2) 地域貢献の促進	79
4. 思いやりの心を育むまちづくり	80
(1) 人権教育、福祉教育の推進	81
(2) 男女共同参画社会の実現	81
第3部 健全な行財政運営の推進	83
第1章 公共施設等の維持・管理	84
第2章 財政の健全化	84
第3章 府中市のイメージアップ	84
第4章 行政運営の進捗管理	85

第1部

計画の概要

第1章

基本構想の概略

1. 将来都市像

笑顔で豊かな暮らしができる府中市 ～支えあい みんなで創る 府中愛～

府中市は古くは備後国の国府が置かれるなど、古代から人の暮らしが絶えない地域であり、近代以降も「ものづくりのまち」として発展を遂げてきました。また、豊かな山林や美しい河川など自然環境にも恵まれています。

こうした文化、産業、自然が一体となって人々の暮らしを支え続け、いきいきと学び、働き、生きがいと豊かさを実感できるまちを目指します。このため、行政をはじめ、市民や地域、企業などがお互いに支えあう、協働のまちづくりの推進に向けて、上記の将来都市像を設定します。

2. 計画を推進するための4つの視点

(1) こどもの声が聞こえるまち

にぎやかで活力のあるまちづくりには、子育て環境をはじめとした福祉施策等の充実が欠かせません。子どもの明るい声が聞こえるような、子育てがしやすく住みよいまちを実現するためにも、人が集う魅力的な中心市街地の形成やコンパクトシティの概念を取り入れた地域拠点整備、福祉サービス、生活環境の整備を推進します。

(2) 安心して暮らせるまち

住みよい暮らしの基盤は安全・安心なまちづくりです。健康増進や医療機関の維持・確保に引き続き取り組みます。また、府中市は、災害の少ない土地柄と言われますが、いどこで起こるかわからないのが災害です。近年の災害に学び、十分な備えのあるまちを目指します。

(3) ものづくりのまち

市民の生活を支えるしごとの基盤である地場産業の振興を図ります。「ものづくり」の支援と農林畜産業の集団化・高度化に取り組むほか、観光資源の活用を推進します。

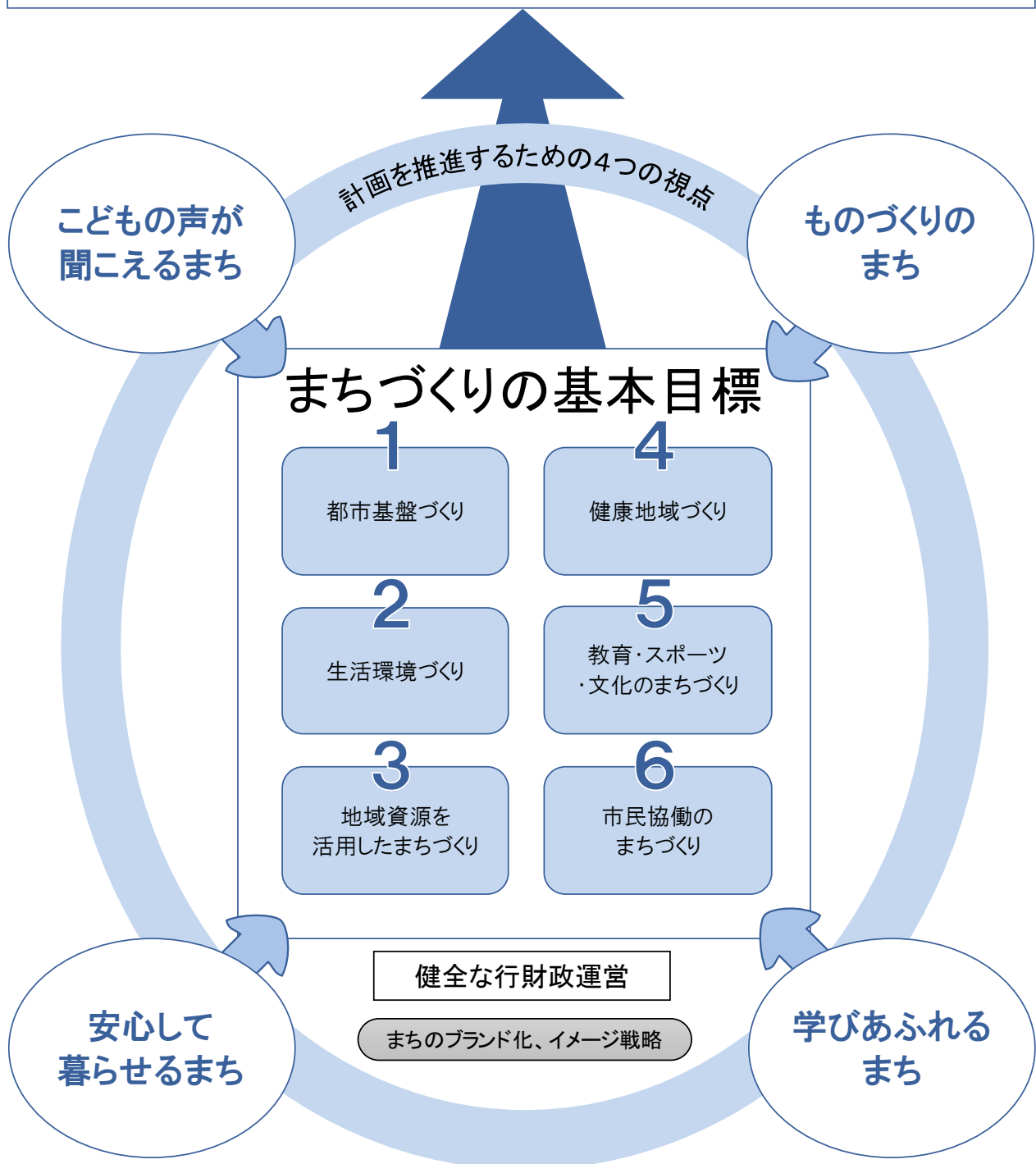
(4) 学びあふれるまち

未来をつくる子どもたちの健全な育成と、いくつになっても学ぶ喜びが実感できる環境づくりに努めます。

第2章 基本計画の体系

将来都市像

笑顔で豊かな暮らしができる府中市
～支えあい みんなで創る 府中愛～



第3章

計画の期間

本計画の期間は、次のとおりとします。

1. 基本構想

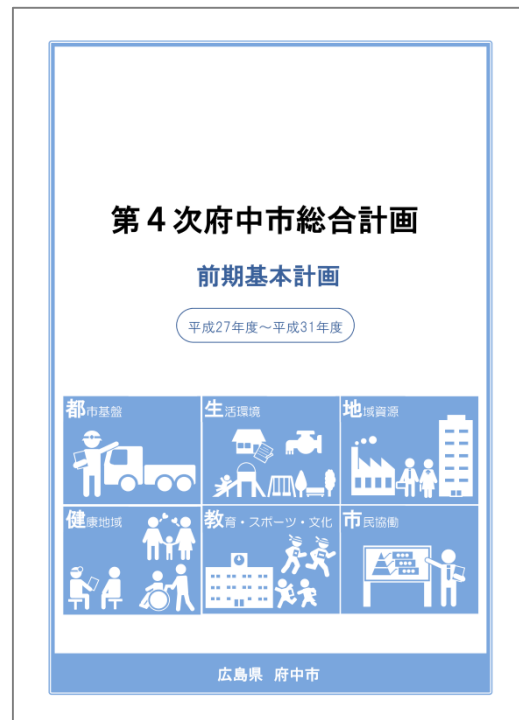
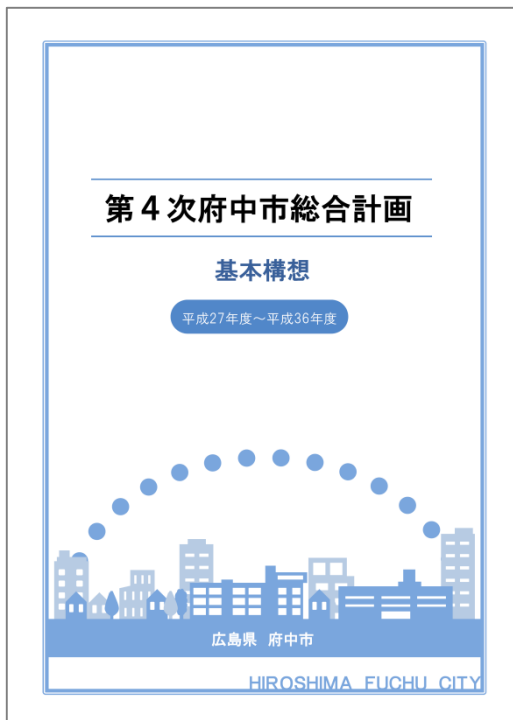
平成27年度を初年度とし、平成36年度を目標年度とする10か年計画とします。

2. 基本計画

平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5か年を目標年度とする前期計画と平成32年度から平成36年度までの5か年を目標とする後期計画とします。

3. 実施計画

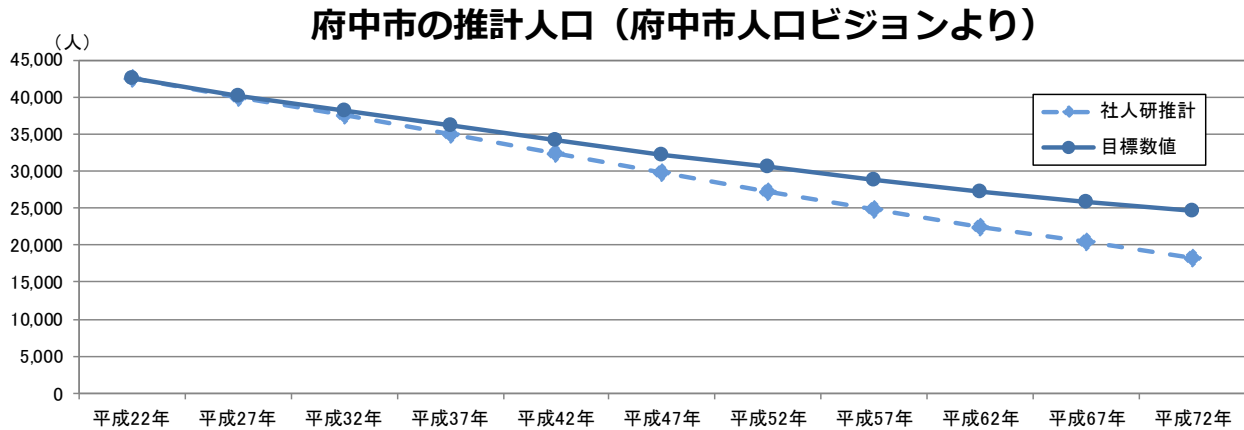
実施計画は4年、3年、3年の3期計画とし、都度見直すこととします。



第4章

基本計画の将来フレーム

1. 人口フレーム



(単位:人)

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
社人研推計	42,563	40,028	37,549	34,948	32,328	29,736	27,236	24,807	22,522	20,372	18,346
目標数値	42,563	40,115	38,133	36,112	34,133	32,242	30,511	28,843	27,298	25,878	24,587

※合計特殊出生率に関する仮定 平成52年までに2.04に上昇

※人口移動に関する仮定 5年間で社会増減が300人改善

2. 産業フレーム

目標とする指標	基準数値	目標値
家具などの木材産業の従業者数	1,200人/年 (H24)	現状を維持 (~H31)
家具などの木材産業の製造品出荷額	1,373,860万円/年 (H24)	現状を維持 (~H31)
生産用機械器具の従業者数	1,208人/年 (H24)	現状を維持 (~H31)
生産用機械器具の製造品出荷額	2,135,300万円/年 (H24)	現状を維持 (~H31)
非鉄金属の従業者数	1,666人/年 (H24)	現状を維持 (~H31)
非鉄金属の製造品出荷額	8,858,357万円/年 (H24)	現状を維持 (~H31)

第1部 計画の概要

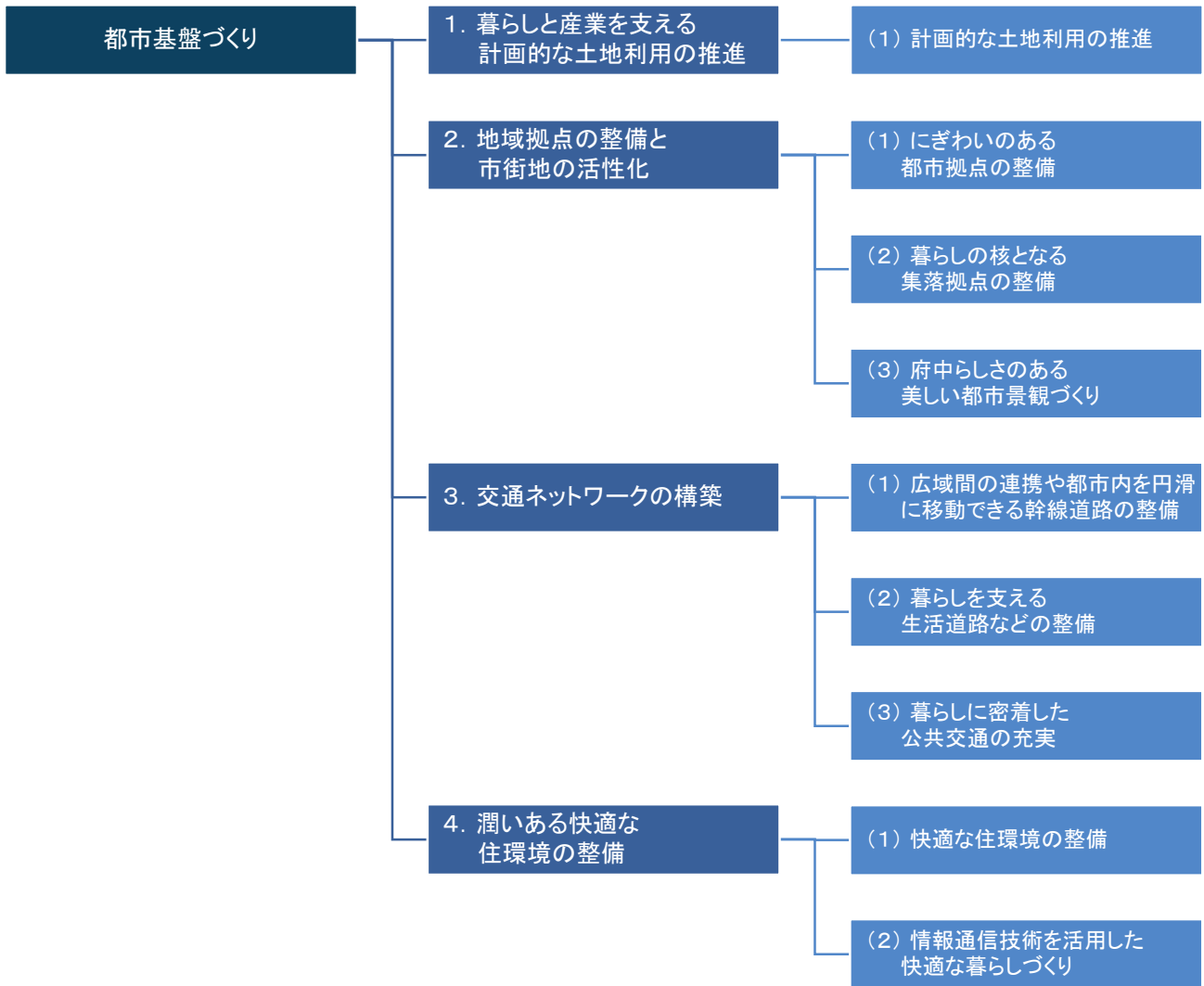
第 2 部

分野別の取組

基本目標 1

都市基盤づくり

施策の体系



取組の方向性

- 人口減少社会及び少子高齢社会に対応した都市構造を構築するため、中心市街地と集落市街地がつながり、主要な都市とも結びつくネットワーク型のコンパクトシティを目指します。
- 生活の利便性を向上させるため、生活中心街を基本とした「歩いて暮らせる」まちづくりを進めます。
- 市内循環バス等による移動の利便性を図り、高齢者をはじめとする誰もが利用しやすい交通環境の充実を目指します。
- 既存インフラを活用し、効率的な都市基盤整備を進めます。特に、南北道路をはじめとした主要幹線道路網の整備や中心市街地と各集落市街地の拠点を結ぶ道路の維持・整備を進めます。
- 施設の老朽化などに対応し、公共公益施設の利便性の向上を図るとともに、地域の実情に応じた適正な配置、利用の検討を進めます。
- 歴史を感じるまちなみや美しい景観など、地域資源の魅力を活用した質の高いまちづくりを進めます。
- 潤いのある良好な住環境を創造していくため、さまざまな住宅施策を進めます。
- 情報通信技術の発展にあわせた質の高い暮らしを実現するため、情報通信基盤の整備などにより、市民・企業が情報を活用して快適な生活を得ることができる環境をつくりまします。

(基本構想より)

目標指標

指標名	現状	目標	目標年度
5年間の社会動態減の緩和	△1,377人	△1,077人	H27～H31
中心市街地の自転車・歩行者数(休日)	2,206人	2,700人	H29
ぐるっとバス乗車人員	47人/日	119人/日	H29
超高速ブロードバンド通信整備率	82.3%	85.0%	H31
集落市街地の検討	0地域	1地域	H31



1. 暮らしと産業を支える計画的な土地利用の推進

これからの暮らしや産業の基盤となる都市づくりのために、計画的な土地利用を進めます。

施策の体系



それぞれの役割

市民・地域

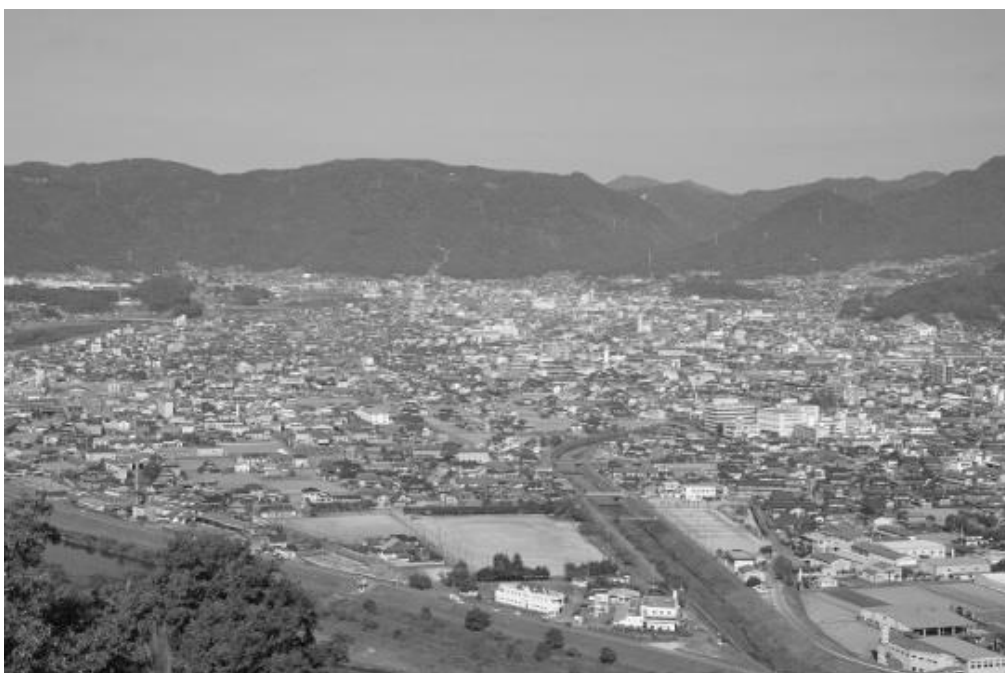
○秩序ある都市環境をつくるため、行政と協力・連携しながら、地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めます。

企業

○地域の一員として市民や行政と協力・連携しながら、地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めます。

行政

○都市計画の見直しと住民参加による新たなまちづくりの推進、適正な農地保全などにより、計画的な土地利用を図るとともに、周辺環境との調和に努めます。



(1) 計画的な土地利用の推進

- 立地適正化計画を策定し、コンパクト+ネットワークの都市構造の構築を図ります。
- 市域全体や広域的な位置付けをふまえた土地利用を計画的に推進するため、適正な土地利用による利便性の高い都市基盤の整備を推進します。
- 市民の声を聞き、地域の特性にあったきめ細やかな土地利用を推進します。
- 府中市の都市骨格を形成し、市街地と広域のネットワークを連結する東西軸、南北軸の整備を進め、各沿道に見合った土地利用の誘導を図ります。
- 市街地に点在する都市農地を宅地ではなく、市民農園など都市の良好なオープンスペースと位置付け、保全活用に取り組みます。
- 市街地に点在する未利用地の産業用地転用など、土地の有効活用を図ります。
- 優良農地を確保・保全し、農業の健全な発展を図ります。
- 質の高い土地利用の推進と土地に関する様々な基礎資料を明確にするための地籍調査を実施します。

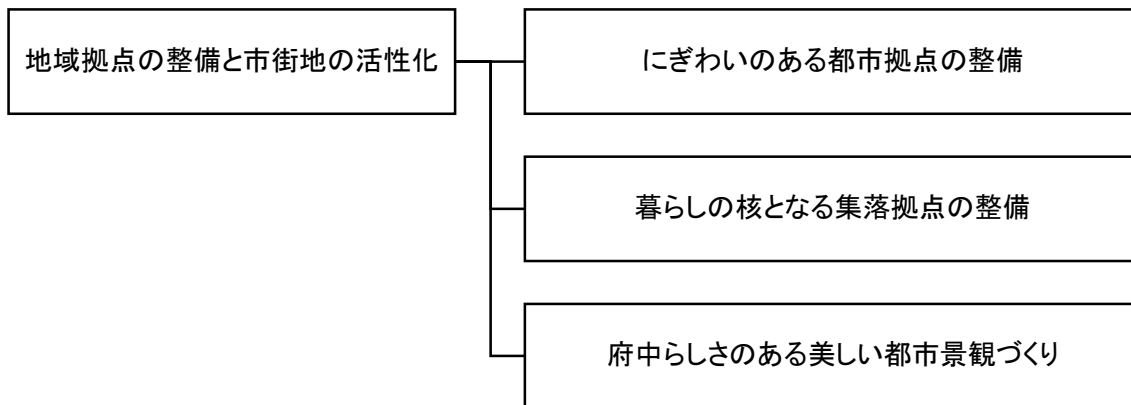
主な取組

- ① 立地適正化計画の策定
- ② 都市計画の見直し等による適正な土地利用の推進
- ③ 住民参加によるきめ細やかな土地利用の推進
- ④ 既存インフラを活用した広域ネットワークの強化
- ⑤ 都市農地の保全・活用事業の実施
- ⑥ 地籍調査の実施

2. 地域拠点の整備と市街地の活性化

本市の発展の要となる中心市街地の環境を整え、にぎわいのある都市をつくります。
また、市内各地の歴史的、文化的特徴を生かしながら、暮らしの核となる集落拠点を整備します。

施策の体系



それぞれの役割

市民・地域

○自分たちのまちであるという自覚を持ち、積極的な拠点活動や交流活動を行うとともに、周辺地域の美化活動をはじめとした美しいまちづくりに努めます。

企業

○市民・地域とともに拠点活動や交流活動など、積極的なまちづくり活動に取り組みます。
○歴史的なまちなみ景観や自然と調和した美しい都市環境を守るとともに、それらの積極的な活用に努めます。

行政

○JR府中駅周辺を中心とした中心市街地の総合的な整備を進めます。
○歴史的なまちなみ景観の保存・整備を中心に、自然と調和した美しい都市環境づくりを支援します。

(1)にぎわいのある都市拠点の整備

○にぎわいのある都市拠点を形成するため、JR府中駅を中心とした中心市街地が市民・企業・来訪者の交流する拠点としてにぎわうよう、公共公益施設、生活利便施設など生活支援機能の集約的な立地を進めていきます。

○安全・安心な歩行者空間の整備など、高齢者に加えて子育て世帯等も安心して「歩いて過ごせるまち」としての中心市街地の整備を進めていきます。

○市民や企業の幅広い活動を促進していくため、中心市街地の整備とあわせて府中市文化センターの改修を行い、市民の交流の場として各種研修・イベントなどに幅広く利用します。

○市民が利用しやすいよう、利用頻度や目的に応じた公共施設等の管理運営を図ります。

主な取組

- ① 南北自由通路等によるJR府中駅の整備
- ② 都市計画道路の見直しや整備
- ③ 府中市文化センターの改修
- ④ 道の駅の整備
- ⑤ 府中市こどもの国の建て替え
- ⑥ 自転車歩行者道の整備
- ⑦ 公共施設の持続可能な管理運営



(2) 暮らしの核となる集落拠点の整備

○市街地周辺部の集落市街地においても、「住み続けられるまち」を維持していくために、地域コミュニティの拠点となる「集落コア」を新たに位置付け、整備を進めていきます。

○地域における買い物の不便さの解消など、便利な暮らしを維持するための地域拠点づくりを支援します。

主な取組

- 1 集落市街地拠点形成事業
- 2 コミュニティ施設の集約化
- 3 田舎暮らしの場の形成
- 4 公共施設の耐震化
- 5 公共施設の持続可能な管理運営
- 6 生活交通対策事業の推進

(3) 府中らしさのある美しい都市景観づくり

○府中らしさのある自然や歴史・文化と調和した、良好な景観の形成に向けた取組を計画的に推進します。

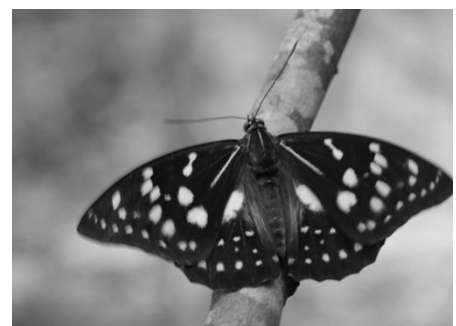
○歴史的資源や観光資源を生かして、府中市独自の都市文化の醸成、都市景観の形成を図るため、風景街道と夢街道ルネッサンスに指定された石州街道出口通りや銀山街道上下宿について、歴史的まちなみの保存・整備を推進します。

○道路空間のオープンスペースを確保するため、壁面後退を進めるほか、街路樹・植栽などの緑化を図り、美しい道路環境づくりを推進します。

○四季の風情が残る地域の自然と共にオオムラサキをはじめとした豊かな生物多様性の保全を目指し、地域の自然環境を次代に継承するための取組を推進します。

主な取組

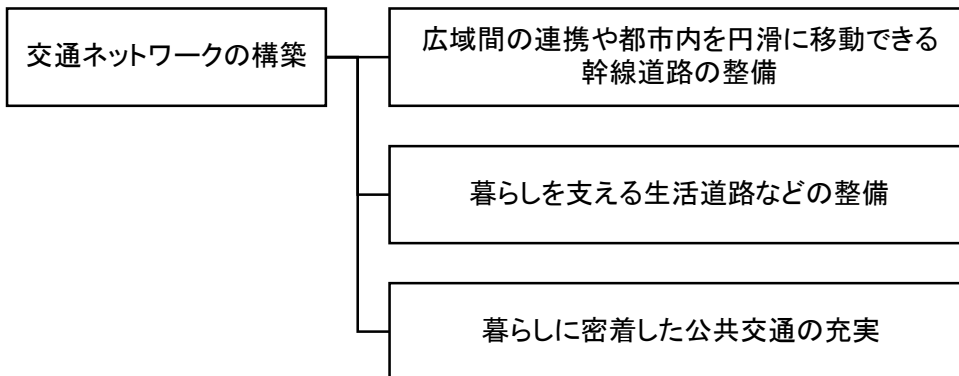
- 1 景観計画の検討
- 2 歴史的まちなみの保存・整備
- 3 自然環境の保全と継承



3. 交通ネットワークの構築

産業発展と市民生活の基礎となる交通基盤の充実に向け、幹線道路、生活道路、公共交通機関それぞれの役割と特性を生かした整備を推進します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

- 整備された道路網を有効に活用し、市民・企業活動の充実に努めるとともに、道路環境の安全性・快適性を維持していくために、交通マナーを守り、道路美化を進めます。
- 公共交通機関を積極的に利用します。

地 域

- 地域内での道路環境の安全性・快適性を維持していくために、高齢者や子どもの見守りや交通マナーの指導、道路美化を進めます。

企 業

- 整備された道路網を有効に活用し、市民・企業活動の充実に努めるとともに、道路環境の安全性・快適性を維持していくために、交通マナーを守り、道路美化を進めます。

行 政

- 長期的なまちづくりを展望した道路の体系的な整備促進を図ります。
- 高齢者や子どもなどの交通弱者をはじめ、利用しやすい、安全で人にやさしい交通体系づくりを進めます。
- 公共交通の利便性の向上と市民の積極的な利用促進を図ります。

(1) 広域間の連携や都市内を円滑に移動できる幹線道路の整備

- 府中市の都市骨格を形成し、市街地と広域のネットワークを連結する東西軸、南北軸の整備を進めます。
- 都市内を円滑に移動できる幹線道路は、防災・産業・地域間交流など、さまざまなまちづくりを考える上で重要な役割を担っているため、道路の役割分担を定め、優先的に維持・整備します。
- 交通量の多い道路・通学路などにおける歩行者・自転車の安全性を確保するため、幹線道路における自転車歩行者道の整備を計画的に実施します。

主な取組

- 1 県道府中松永線(南北道路)などの整備促進
- 2 国道486号の広域ネットワーク、災害対策としての改修
- 3 都市計画道路の見直しや整備
- 4 幹線道路における自転車歩行者道の整備
- 5 その他幹線道路の整備

(2)暮らしを支える生活道路などの整備

- 集落と市街地を結ぶ幹線道路や国道・主要地方道などに接続する生活道路などの改良・整備を推進し、集落間の交流・連携の促進など、市民の暮らしの利便性を高めるとともに、密集市街地などにおける消防活動困難区域を解消し、防災面での安全性を確保していきます。
- 生活道路の改良・整備にあわせて橋梁の長寿命化を推進するほか、交差点などの改善を図り、通行時の安全を確保し、交通利便性の向上を図ります。
- 過疎・辺地地域における生活環境を充実し、活力ある地域をつくるため、集落を結ぶ生活道路としての機能や観光施設などへの利便性を向上させる過疎・辺地対策道路の整備を推進します。

主な取組

- 1 生活道路の整備
- 2 橋梁の長寿命化
- 3 過疎・辺地対策道路の整備
- 4 自転車歩行者道の整備
- 5 道路・歩道の空間確保や緑化の推進
- 6 集落と市街地を結ぶ道路ネットワークの形成
- 7 歩行者ネットワークの整備

(3)暮らしに密着した公共交通の充実

- 中心市街地と集落市街地をつなぐ公共交通網の形成を進めます。
- JR福塩線やバス路線などの既存の公共交通を中心に、利便性・快適性・安全性の向上に加え、高齢者や子どもなどの生活交通弱者をはじめ、市民が利用しやすい公共交通ネットワークの充実に図ります。
- JRや路線バスの連携など、行政・交通事業者・地域が役割を分担し、広域的な移動手手段の維持・確保を目指します。

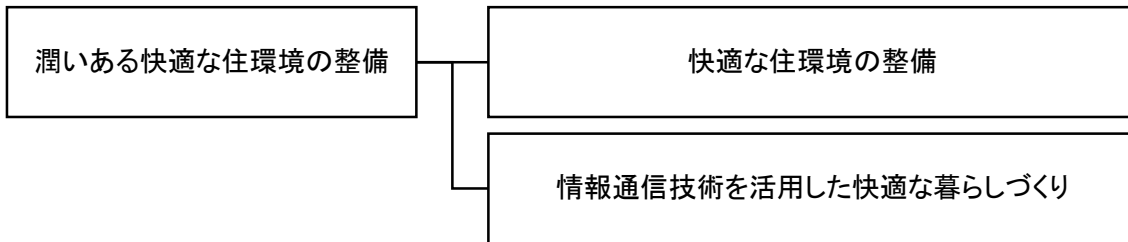
主な取組

- 1 効率的な公共交通体系の充実
- 2 生活交通対策事業の推進
- 3 地域公共交通網形成計画の策定

4. 潤いある快適な住環境の整備

快適な市民生活の根幹である、まちの住み心地を向上させるため、住環境の整備や通信インフラの整備に取り組みます。

施策の体系



それぞれの役割

市民・地域

- 情報通信技術により、市民が便利で快適に暮らし、インターネットなど情報通信技術利用の研究・学習を進めます。
- 整備された住環境を維持していくため、公共資源を大切に利用や管理を進めます。

企業

- インターネットなど情報通信技術利用の研究・学習を進めます。

行政

- 市民の生活満足度を向上させる快適な住環境を整備します。
- 情報通信環境の充実を図り、行政サービスの向上のほか、市民・企業が情報通信技術を活用して快適な生活を得ることができる環境づくりを支援します。



(1) 快適な住環境の整備

- 定住促進に向けた良好な宅地の供給を図ることを目的として、引き続き桜が丘団地の販売促進を図るとともに、既存の住宅団地の活用を進めます。
- 市民や市外からの通勤者などの定住ニーズに応え、快適な住環境を確保するため、公営住宅の維持修繕を行います。
- 民間の住宅供給を促進し、戸建て、集合住宅、高齢者等に配慮した住宅などの多様なライフスタイルに応じた住環境の充実を推進します。

主な取組

- 1 桜が丘団地の販売促進
- 2 公営住宅の維持整備
- 3 既存公営住宅の再生計画の検討

(2) 情報通信技術を活用した快適な暮らしづくり

- 行政サービスや行政情報が提供できる手段として、市役所・公共施設などを結ぶ情報通信ネットワークの活用を図ります。
- 市内のどこでも携帯電話やデータ通信ができるよう、携帯電話基地局など移動通信施設の整備を促進します。
- 市民・企業が情報通信技術を利用し、快適な生活をおくれるよう、情報機器やインターネットの利用などの学習機会を充実します。
- 快適なインターネット環境の全市への提供のため、通信回線等の整備を推進します。

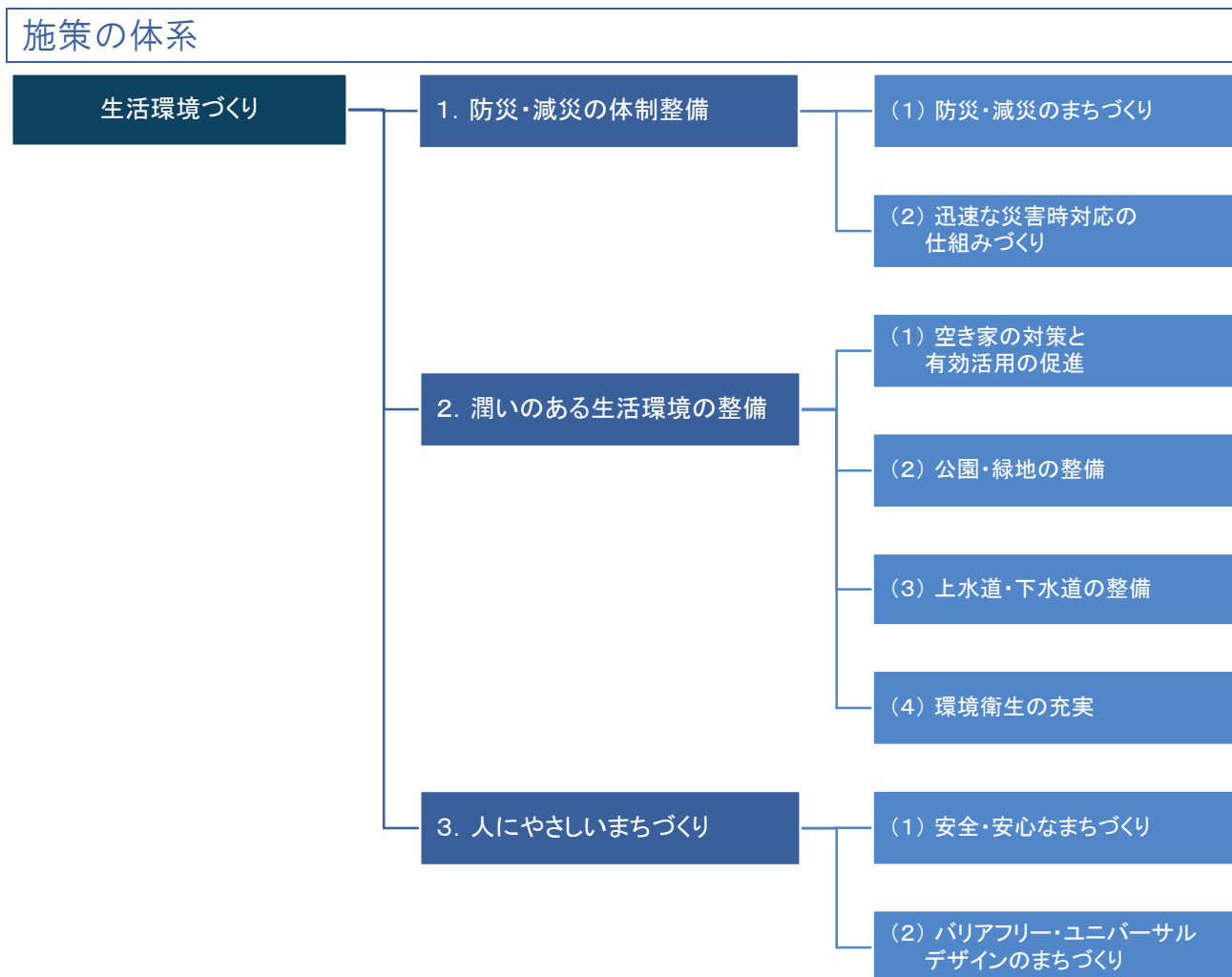
主な取組

- 1 地域情報化の推進
- 2 移動通信施設の整備
- 3 市民の情報リテラシー¹を向上させる学習機会づくり
- 4 ブロードバンド通信回線等の整備

¹ 情報リテラシー: 情報を選択したり、組み合わせたりして役立てる能力

基本目標 2

生活環境づくり



取組の方向性

- 限りある資源を生かし、自然と共生したまちづくりを進めるため、ごみの減量化、資源のリサイクルなどに積極的に取り組みます。
- 増加する犯罪や消費者問題から市民を守る安全な防犯体制、消費生活の相談体制を整えます。
- 市民が安心できる防災環境を整備し、自然災害対策を強化します。
- 防災・減災の市民意識を高めるとともに、地域住民における助け合いのための組織づくり、組織運営の支援を行い、「みんなで減災」の意識を高めるまちづくりを進めます。
- 市内の公園の整備など、暮らしに潤いをあたえるまちづくりを進めます。
- 快適な生活を維持するため、上水道・下水道の設備更新や、公園、ごみ・し尿処理などの衛生環境の整備を計画的に進めます。
- 高齢者の増加に対応し、バリアフリー化を推進するとともに、すべての人が住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(基本構想より)

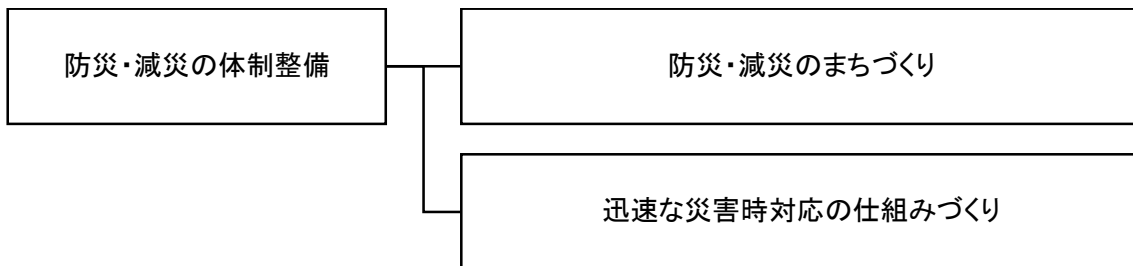
目標指標

指標名	現状	目標	目標年度
自主防災組織の結成率	70%	100%	H31
水道事業認可計画の実施	23%	70%	H30
下水道水洗化率	72.3%	75.6%	H30
交通事故(人身)件数の減少	121件	毎年100件以下	H31

1. 防災・減災の体制整備

いつ起こるかわからない災害に備えるため、災害に強いまちづくりを推進します。
また、市民の防災意識を高め、災害が起きても被害を拡大させない、減災の仕組みをつくります。

施策の体系



それぞれの役割

市民

○防災意識を高め、日頃から非常時に備えるとともに、消防団や自主防災組織に参加して地域の消防・防災体制を支えます。

地域

○地域住民に自主防災組織への参加を呼びかけるとともに、地域の防災訓練の実施や参加促進を図ります。

○地域内で災害時に支援が必要な人を把握し、日頃からの声かけなどで信頼関係をつくります。

企業

○災害発生時に危険な要因があるかどうかを把握し、適切な防災設備の整備と防災訓練などで防災対策を進めます。

○地域の一員として、場所、物資、人材の提供などに取り組めるよう、防災意識の向上に努めます。

行政

○いつか発生する災害に備えて、日頃から防災対策や避難体制を充実させておくよう、市民や地域への啓発に取り組めます。

○非常時に備えて、広域的な連携のもとでの消防・救急体制や防災体制の充実を図るとともに、土砂災害対策、治山・治水事業を推進して防災対策を進めます。

(1)防災・減災のまちづくり

- 自然災害や火災などの非常時・緊急時において、市民の生命・財産を守るため、各地域の消防体制の強化を図るほか、必要な消防・救急の施設や設備の充実を図ります。
- 消防・救急活動や災害時の活動が十分に行えるよう、密集市街地の避難路となる生活道路の整備を推進します。
- 市民の生命・財産を脅かす自然災害を未然に防ぐため、河川改修や治山・砂防事業などを計画的に推進します。
- 災害のおそれがあるときや災害発生時における市民の安全を確保するため、防災行政無線などの情報連絡手段の整備、計画的な避難場所・避難施設の確保を図ります。
- 公共施設等の耐震化を図るとともに、住宅の耐震改修や危険な地域にある住宅の対策などへの支援を推進します。
- 災害時の一時的な避難場所としての役割や備蓄倉庫の設置等、防災の機能を備えた公園整備等を推進します。

主な取組

- 1 消防防災施設・資機材の整備
- 2 消防組織体制の強化
- 3 防災行政無線等の整備
- 4 河川改修の推進
- 5 山地災害防止対策の推進
- 6 生活道路の整備による消防活動困難区域の解消
- 7 耐震改修補助事業の推進
- 8 土砂災害防止対策に関する支援の推進
- 9 防災機能を備えた公園の整備

(2) 迅速な災害時対応の仕組みづくり

- 災害発生時における被害把握や避難指示、二次災害の防止などに迅速な対応ができるよう、防災計画に基づき、職員の初動体制の確立や防災訓練を進めます。
- 市民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制づくりを促進するため、地域コミュニティにおける自主防災組織や防災リーダーの育成・強化を図ります。
- 火災発生時における消防・救急活動に備えて、防火水利の確保が困難な地区における防火水槽の充実を図るほか、常備・非常備組織の強化を図ります。

主な取組

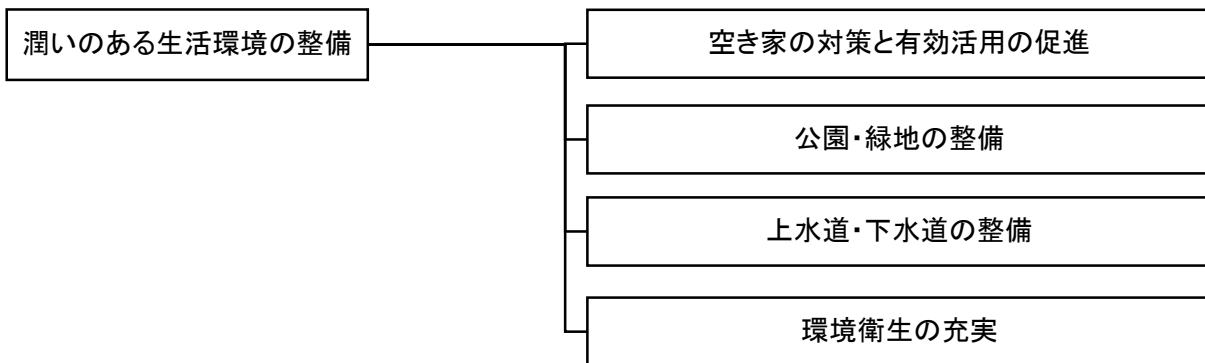
- 1 地域防災計画に基づく危機管理体制の確立
- 2 自主防災組織活性化事業
- 3 防災訓練の実施
- 4 防火水槽の設置



2. 潤いのある生活環境の整備

快適な暮らしを守るため、まちの景観や環境の保全など、潤いのある生活環境の整備を推進します。

施策の体系



それぞれの役割

市民

- 住宅の維持管理を行い、周囲の生活環境にも配慮します。
- 不要なものを買わない、廃油を流さないなど、日常での環境活動を心がけます。
- ルールにそったごみ分別や環境保全活動を進めるとともに、リサイクル活動などを通じ、日常的な資源の有効利用を進めます。

地域

- 秩序ある生活環境を守るため、行政と協力・連携しながら、地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めます。
- ルールにそったごみ分別や環境保全活動を進めるとともに、リサイクル活動などを通じ、日常的な資源の有効利用を進めます。

企業

- 快適で自然にやさしい都市環境をつくるため、市民・行政と一体となった環境保全活動を推進します。
- 産業活動における省エネ、低炭素化を進め、環境にやさしい産業を目指します。

行政

- 上水道・下水道などをはじめとする基本的な生活基盤の拡充を図るとともに、公園・緑地などを計画的に整備することで、潤いと快適さのある総合的な生活環境づくりを推進します。
- 快適で自然にやさしい生活環境をつくるため、ごみの収集体制・処理施設を整備するとともに、市民・企業と一体となった環境保全活動を推進します。

(1) 空き家の対策と有効活用の促進

- 空き家の増加による防災・衛生上の懸念、地域コミュニティ機能の維持の課題等に対応するため、市街地等での生活環境の改善を図ります。
- 空き家の調査や需要と供給の状況把握に取り組みます。
- 空き家バンク制度の周知などにより、住宅資源の活用に向けた取組を推進します。

主な取組

- 1 空き家バンク制度の推進
- 2 府中市空き家等対策計画の策定、府中市空き家等対策条例の制定
- 3 空き家等対策の支援制度の創設
- 4 特定空き家の改善に対する取組

(2) 公園・緑地の整備

- 自然環境と調和した潤いのある生活環境の整備に向けて、市民が身近な憩いや交流の場として活用できるまち中の緑地や公園の整備をします。また、自然に親しみ、環境保全を考える機会として、それらの公園等を活用した林業教室の開催や野外レクリエーションなどを積極的に推進します。
- 災害時の一時的な避難場所としての役割や備蓄倉庫の設置等、防災の機能を備えた公園整備等を推進します。【再掲】
- 公園などを安心して快適に利用するため、遊具の点検や清掃などにより安全性を確保します。
- 府中市こどもの国や親水護岸を中心に、川や水辺でのふれあいを通して芦田川を生かしたまちづくりを積極的に推進します。
- 市街地に点在する都市農地を宅地ではなく、市民農園など都市の良好なオープンスペースと位置付け、保全活用に取り組みます。【再掲】

主な取組

- 1 街区公園などの整備
- 2 防災機能を備えた公園の整備
- 3 公園管理の実施
- 4 芦田川の河川空間・水環境の整備

(3) 上水道・下水道の整備

- 安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の更新・強化を図ります。また、簡易水道についても新たな水源の整備や施設の更新を行い、充実を図ります。
- 「府中市水道ビジョン」に基づき、幹線施設の更新及び耐震化、施設集約、老朽化施設の更新を図ります。
- 河川の水質汚濁や生活環境の悪化の防止及び浸水地域の解消を図り、衛生的で快適な生活環境をつくるため、公共下水道・都市排水施設の整備と浄化槽の普及を推進します。
- 公共下水道の適正な認可区域の設定などによる普及率向上、関連施設の機能維持に努めます。また、雨水排水区における整備を推進することにより、浸水地域の解消を図ります。

主な取組

- 1 上水道などの整備
- 2 城山浄水場改修事業
- 3 施設の耐震化や老朽化施設の更新
- 4 下水道などの整備

(4)環境衛生の充実

- ごみ処理による環境への影響や負荷を軽減するために、適正な方法によるごみ処理を推進します。
- し尿を適正に処理することにより、水質汚濁を防止し、快適な生活環境づくりを推進します。
- ごみ処理、し尿処理などの施設を新たに整備し、機能の向上と環境負荷の軽減を目指します。
- 市民・企業の自主的な省資源・リサイクル運動を促進するため、使い捨て容器の回収、過剰包装の自粛、容器包装リサイクル法の実施などの啓発活動を進めます。
- 市民生活や企業活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめるため、大気・水質汚染や公害発生を未然に防ぐための取組を推進します。
- 今後予想される墓地需要の増加に対応するため、墓地の整備に努めます。

主な取組

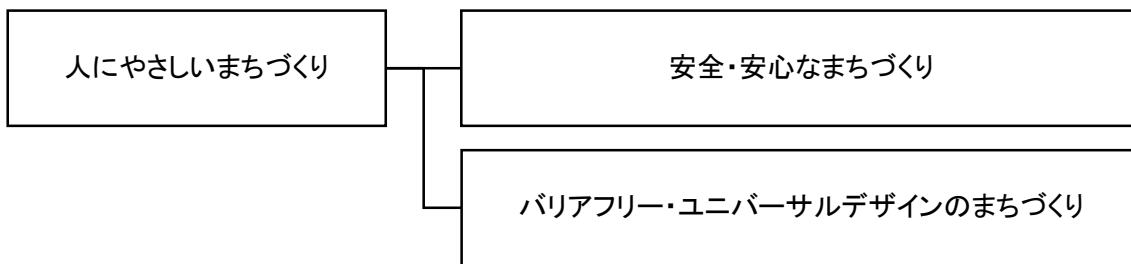
- 1 ごみ・し尿の適正処理の推進
- 2 クリーンセンター、環境センターの整備
- 3 ごみの減量化やリサイクルの推進
- 4 府中市環境基本計画の推進
- 5 公害防止対策の推進
- 6 墓地の整備

3. 人にやさしいまちづくり

交通安全や防犯の取組を推進し、安心して暮らせる地域社会をつくります。

高齢化の進行をはじめ、体の不自由な人が増加していることから、社会のあらゆる障害を取り除くバリアフリーの取組とともに、すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

- 交通安全や防犯に対する意識を高めるとともに、家庭・職場・地域などでの身近な活動に参加して、地域の安全環境づくりに努めます。
- 高齢者や体の不自由な人などに対する理解と支援に努めます。

地 域

- 地域の交通安全や防犯のための意識を高めるとともに、見守りや地域のパトロール活動などに取り組みます。
- 高齢者や体の不自由な人に対する意識を高めるとともに、地域にどんな人がいるのかを把握して、その支援体制をつくります。

企 業

- 交通機関等においてはノンステップバスの導入を進めたり、施設等への出入りがしやすいように段差の解消を図ったりするなど、利用者へのバリアフリー化に取り組みます。

行 政

- 市民・地域・企業・行政が一体となって、安全・安心なまちづくりを推進するため、交通安全対策や消費者問題に対する相談・情報提供などの充実を図ります。

(1)安全・安心なまちづくり

- だれもが社会秩序を守り、安心して暮らすことのできる環境をつくり、防犯意識の啓発・高揚と地域における防犯活動を推進します。
- 認知症による徘徊高齢者や不審者の対策など、地域の理解と見守り活動などを支援します。
- 消費者問題によるトラブルや特殊詐欺被害などを防止するため、被害情報の提供や相談を充実します。
- 安全な交通環境づくりに向けて、危険箇所における交通安全施設の整備を推進します。
- 交通事故にあわない、起さないよう、広報や街頭活動などによる啓発活動を行うとともに、交通安全教育の充実と交通安全運動の推進を図ります。また、進行する高齢化にともない、高齢者の交通安全に配慮した対策を進めます。
- 学校などで、子ども達が交通安全や防犯について学ぶ機会を設けます。

主な取組

- 1 地域の安全活動の推進
- 2 消費者問題に関する情報・相談窓口の充実
- 3 交通安全施設の整備による安全な交通環境づくり
- 4 交通安全意識の高揚による交通事故の防止
- 5 学校における安全教育の推進



(2) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

- 道路や公園、公的な施設については、大規模改修時にバリアフリー化を進めます。
- 既存の道路や公園などへのスロープの設置、道路の拡幅、歩道と車道の分離、建物へのスロープやエレベーターの設置など、まちの利便性と安全性の向上を図るための整備を引き続き進めます。
- 交通事業者に対して、高齢者や障害者が利用しやすいノンステップバスや障害者用リフトを備えたバスの運行等を要請します。
- 高齢者や障害者等が抱える生活する上での困難さや不自由さを理解するための学習機会の提供や学校教育との連携、バリアフリーに関連する情報提供や広報啓発を行うことで「心のバリアフリー」を推進します。
- 新しい施設や設備を整備するときは、誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れます。

主な取組

- 1 公共公益施設や都市空間のバリアフリーの推進
- 2 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進



基本目標3

地域資源を活用したまちづくり

施策の体系



取組の方向性

- 「ものづくり」産業を中心に、地域特性を生かした魅力ある産業を育成し、多様化する地域社会に対応できる産業構造の強化を図り、安定した地域社会の基礎を築きます。
- 地域社会で活躍する人材を育成し、雇用の拡大を図るため、市内で創業・起業する人への支援とあわせて、既存の企業への積極的な支援を行います。
- 魅力のある個店によるにぎわいあふれる商業の振興を図ります。
- 産業として持続できる農業を目指し、経営の視点に立った生産体制、安全・安心な農産物づくり、地産地消、体験農業などを通じて、市民が農業にふれて考える機会をつくり、また、都市住民との交流を促進していきます。
- 企業の農業参入を図るとともに、後継者の育成を図ります。
- 府中市農業がこれまで培ってきた地域資源を最大限活用し、実需者や消費者のニーズに対応した新鮮で安全・安心な農産物を安定して供給できる体制を構築します。
- 地域内の畜産農家と耕種農家の連携を進め、資源循環型の農業の仕組みづくりを行います。
- 多様な産業が連携した6次産業化を推進し、新たな市の特産品開発及びプロモーションを支援します。
- 自然資源・歴史資源にもものづくり産業を新たな観光資源として加え、府中市の魅力を一体的に情報発信するとともに、自然、歴史、産業を生かした魅力ある観光地づくりに向けた取組を進めます。
- 備後圏域をはじめとする広域観光を連携して取り組むことにより、新たな観光交流の拡大と国内外からの観光客を呼び込みます。

(基本構想より)

目標指標

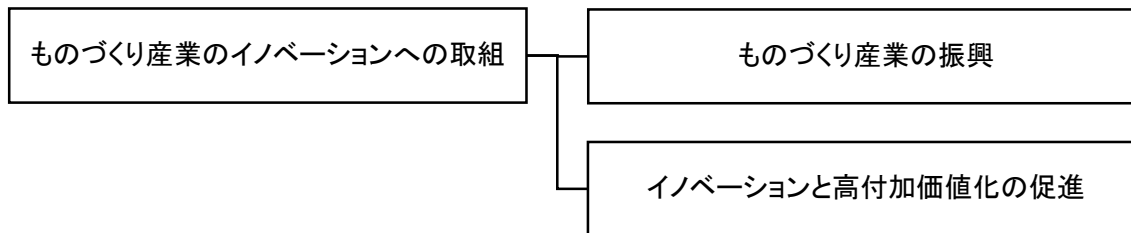
指標名	現状	目標	目標年度
市内事業所の従業者数	19,806人	現状を維持	H31
工業製造品出荷額	172,857百万円	現状を維持	H31
中心市街地における商店数の維持	241店舗	257店舗	H29
入込み観光客数の増加	852千人	965千人	H31
新たな特産品開発の数	0件	40件	H31



1. ものづくり産業のイノベーションへの取組

本市の基幹産業であるものづくり産業の振興を図るため、様々な分野が連携し、新たな価値と雇用を生み出すイノベーションを支援します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

- 住み慣れた地域で仕事と生活をするために、自ら進んで起業に挑戦する人を応援します。
- 地元の産品やベンチャー企業を応援します。

地 域

- 地域の中で工場などの企業活動が行われることへの理解を促進し、企業と連携しながら地域づくりを進めます。

企 業

- 蓄積された技術や人材を生かして、新たな企業活動やビジネスに積極的に挑戦し、既存産業の活性化に取り組みます。
- 技術の向上や企業連携によって競争力を高め、企業活動が活性化することで安定した製品の提供と雇用の確保を目指します。

行 政

- 多彩な「ものづくり」産業の振興に向けて、市民・企業との連携を強化して、市民・企業の取組を支援し、活力ある地場産業の育成を図ります。

(1)ものづくり産業の振興

- 時代の変化に対応し、既存産業の活性化を図るため、これまでに蓄積された技術やノウハウを生かした各種開発などの取組を支援します。
- 広域につながる道路ネットワークを生かし、本市のものづくりに関する支援の情報を提供することで、南北道路沿道への企業の誘致を促進します。
- 本市の特徴である住宅と工業の調和した市街地を生かした土地利用を進め、今後も職住の近接性など産業を育成する市街地を整備します。

主な取組

- 1 商品開発・技術開発の支援
- 2 経営支援情報の提供
- 3 産業支援体制の強化
- 4 企業誘致推進事業
- 5 空き産業用地及び空き工場の活用促進

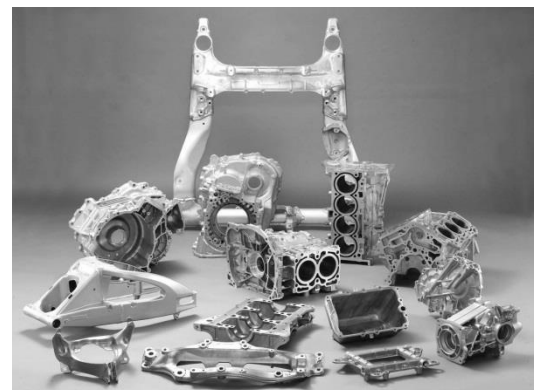


(2)イノベーションと高付加価値化の促進

- 新たな地域産業の開発による、幅広い職種の開発や雇用の場を創出するため、「ものづくり」産業をはじめとする府中市の産業のもつ強みを生かし、時代のニーズに対応した新規産業分野への進出を支援します。
- 市内の企業等がそれぞれの得意分野や事業規模などの情報を共有し、イノベーションによる新たな製品やサービスを開発できるよう、企業等の特徴の調査などを進めます。
- イノベーションによる商品開発や、新たな製品の研究・開発により高付加価値のものづくりを行う企業を支援します。

主な取組

- 1 起業支援や産学官連携による研究開発支援
- 2 サービス関連産業の育成・誘致
- 3 市内企業への事業拡大支援

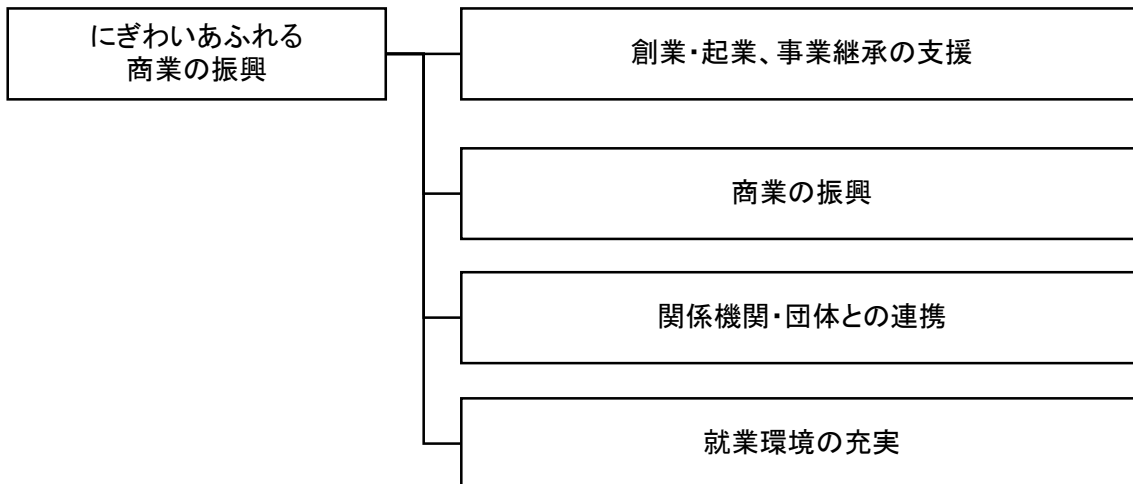


2. にぎわいあふれる商業の振興

にぎわいあふれるまちをつくるため、商業の振興を推進します。

また、産官学民などの関係者が連携して地域経済の支援する仕組みをつくり、市内での起業を促進するなど、多様な働く場の充実を推進します。

施策の体系



それぞれの役割

市民

- 街中で行われるイベントや催しに家族や友人を誘って積極的に参加します。
- 住み慣れた地域で仕事と生活をするために、自ら進んで起業に挑戦する人を応援します。
- 地域の商店を積極的に活用し、地域の活力を高めます。

地域

- 空き店舗の活用やイベント開催、都市景観づくりなどの活動を展開し、市街地周辺におけるにぎわいや魅力づくりを進めます。

企業

- 店舗の立地や地域の知名度を生かした取組を進めます。
- 個々の商店や商店街ごとに特色のあるまちづくりを進めます。
- 多くの企業や地域と連携し、消費者のニーズに応えるサービスの実現を目指します。

行政

- 中心市街地の整備を推進して、市民・企業の多彩な活動や交流のできる環境整備を図るとともに、商店街の活性化や他産業との連携を支援します。

(1)創業・起業、事業継承の支援

- 若者などの定住促進を目的に、地元雇用の拡大を図り、成長性の高い企業の誘致を推進します。
- 府中市内での開業を促進するための創業支援を行います。
- 中小企業の育成支援や事業後継者の支援を推進します。

主な取組

- 1 中小企業育成振興支援事業
- 2 小規模事業者経営改善資金利子補給事業
- 3 産業団体支援事業
- 4 新規創業者への支援
- 5 コーディネーター広域派遣事業
- 6 中小企業振興融資事業

(2)商業の振興

- 府中商工会議所・上下町商工会と連携して、商店街に活気を生み出す取組を進めます。
- JR府中駅周辺のにぎわい拠点施設などの中心市街地の整備と連携しながら、商業のにぎわいをつくれます。
- 地域における買い物の不便さの解消など、便利な暮らしを維持するための地域拠点づくりを支援します。

主な取組

- 1 商店街の活性化支援
- 2 中心市街地の整備と一体となった商業の活性化
- 3 道の駅整備事業

(3)関係機関・団体との連携

○産業基盤の強化に向けた経営や技術の高度化を図るため、国・県・大学・金融機関などと連携して、市場情報・技術情報・研修情報などの経営支援情報を提供します。

主な取組

① 産学金官民連携によるまちづくりの推進

(4)就業環境の充実

○高齢者や障害者などが生きがいをもって働けるよう、就職相談などの機会の充実や福利厚生施設の有効活用など、就労環境の充実を図ります。

○女性がいきいきと希望を持って働けるよう支援し、女性の社会進出を推進します。

○若者などの定住促進を図るため、UIJターン者の就職に関する情報提供や相談事業などを実施します。

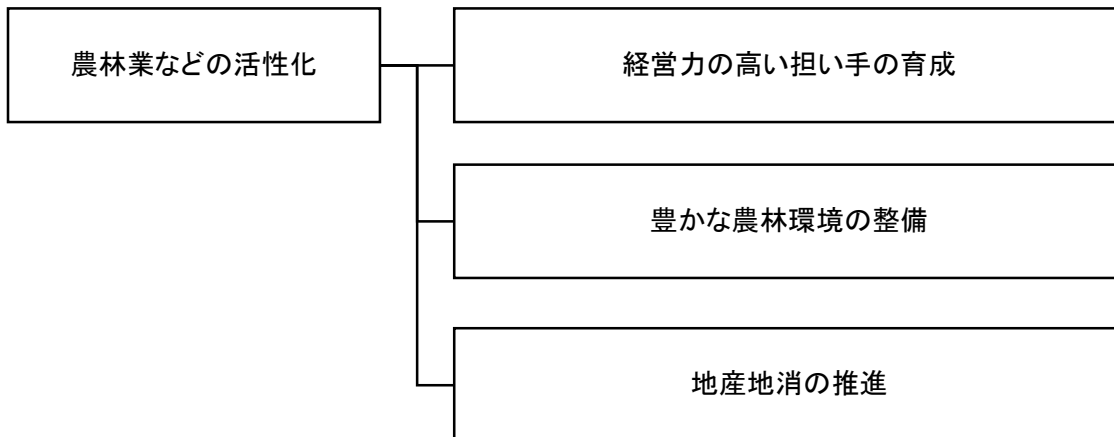
主な取組

- ① 高齢者・障害者の雇用促進
- ② 勤労青少年ホームの活用促進
- ③ UIJターン促進施策の推進
- ④ 雇用対策と勤労者福祉の充実
- ⑤ 女性の就労・再就職や起業への支援

3. 農林業などの活性化

後継者不足を解消し、地域の気候風土を守り、地域資源を生かした農林業を促進します。
地産地消を進めるなど、市民みんなで産業の育成を支援します。

施策の体系



それぞれの役割

市民

○地元でとれる穀物や野菜、果物などを積極的に利用することで、地産地消を進めます。

地域

○農業や林業などの後継者を地域で協力して育てます。

企業

○農林業・商業・工業等が連携し、新たな地場産業の創生や6次産業の育成に取り組めます。

行政

○生産基盤の整備を進め、農林業の振興を支援するとともに、生産者と消費者の交流や連携を促進し、地産地消や都市住民との交流を支援します。

(1) 経営力の高い担い手の育成

- 農林業生産と加工販売の一体化、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進します。
- 自立した水田農業の活性化を目指して、担い手・営農組織による土地集積型農業や低コスト・省力による農業を推進します。
- これまでの農家をはじめ、認定農業者、集落法人などさまざまな形態の農業経営を支援し、新たな営農の担い手の育成に取り組みます。

主な取組

- ① 高付加価値商品の生産奨励・支援
- ② 畜産・酪農の振興
- ③ 集落法人支援事業
- ④ 6次産業化推進事業
- ⑤ 水田農業の構造改革の推進
- ⑥ 都市農村交流推進事業

(2)豊かな農林環境の整備

- 林業施業の効率性の向上、林業振興を図るため、作業の基盤となる林道などの森林施設整備を促進します。
- 森林のもつ公益的機能の維持・発揮を図るため、豊かな森を守り育てる取組を促進します。
- 木材製品の需要を拡大するため、公共施設や歩道の構築物などへの木材活用を促進し、間伐材の有効利用や付加価値の高い商品づくりを支援します。
- 生産基盤の充実による農業経営の改善のため、ほ場整備などの推進による生産性の向上や農作業の効率化を図ります。
- 農地のもつ水源かん養など、環境保全や都市住民の豊かな暮らしの維持につながる多面的機能を発揮するため、農地環境の整備や鳥獣被害対策を実施します。
- 市街地に点在する都市農地を宅地ではなく、市民農園など都市の良好なオープンスペースと位置付け、保全活用に取り組みます。【再掲】

主な取組

- 1 林道・作業道の整備
- 2 森林の整備促進
- 3 木材利用の推進と林業・木材産業の振興
- 4 森林造成・整備活動支援事業
- 5 ひろしまの森づくり事業
- 6 生産基盤の整備

(3)地産地消の推進

- 地産地消を推進するため、産地直売の活動支援や販売施設の充実、地元食材を使った学校給食などに取り組みます。
- 市民が農業にふれ、考える機会を増やすため、都市住民と農村の交流を図ります。また、遊休農地を活用した、市民農園の拡充なども検討します。

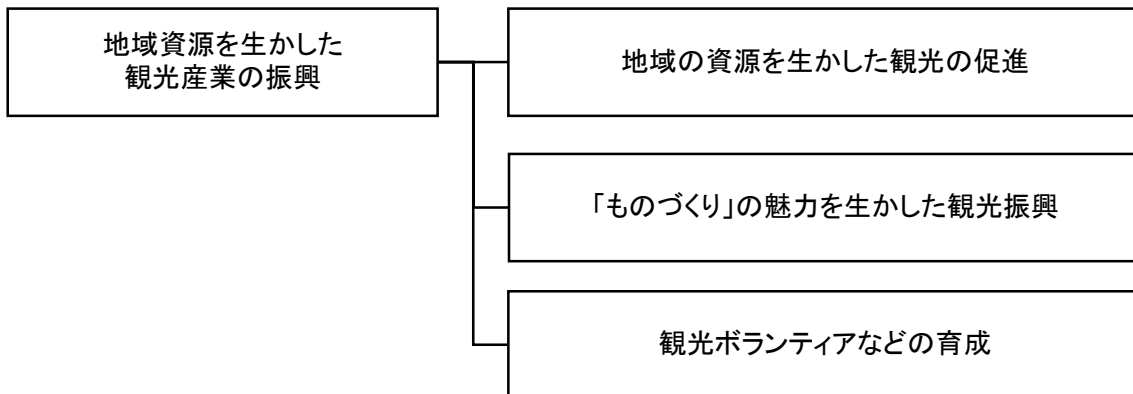
主な取組

- 1 地産地消と都市農村交流の推進
- 2 道の駅整備による地産地消の推進
- 3 学校給食への食材供給の推進

4. 地域資源を生かした観光産業の振興

地域の歴史、風土、産業、暮らし、人などの資源を最大限に生かした、心にのこる観光地づくりを推進します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

- 来訪者を笑顔で迎える気風づくりや、おもてなしの観光案内など、身近な範囲での取組を推進し、市民・地域・企業が一体となった魅力ある観光地づくりを進めます。
- 市外の友人・知人などに市の特産品を紹介するなど、広く府中市をPRします。

地 域

- 地域の景観づくりやイベントの開催など、地域の特色を生かした取組を推進し、市民・企業が一体となった魅力ある観光地づくりを進めます。

企 業

- 市や地域が企画する観光イベントや観光キャンペーンに積極的に協力します。
- 事業所の持つ技術や魅力を観光資源として活用します。

行 政

- 市民・企業の取組を支援しながら、地域の資源を生かした新たな観光の魅力づくりを進め、市全体のイメージづくりや観光PRを積極的に推進します。

(1)地域の資源を生かした観光の促進

- ものづくりのまちの魅力を生かした観光ルートの開発を進めます。
- 豊富な歴史・自然資源を見つめなおし、観光面での魅力となるよう、創意工夫した取組を推進します。
- 府中市の観光の魅力を高めるため、地域の資源を生かした観光施設の充実、イベント、特産品の開発などを推進します。
- グルメや文化体験などのまちなかの魅力を生かした観光を推進します。

主な取組

- 1 自然資源・歴史資源・産業資源を生かした観光ルートの開発
- 2 観光資源の開発と観光施設の充実
- 3 まちなか観光の充実



(2)「ものづくり」の魅力を生かした観光振興

- 「ものづくり」のもつ魅力を効果的に情報発信することにより、観光資源としての価値を向上させ、産業観光・体験観光など、「ものづくり」の特徴を生かした観光の振興を進めます。
- 「ものづくり」のまちの魅力を生かした観光PRを積極的に進めます。

主な取組

- 1 産業観光・体験観光の推進

(3)観光ボランティアなどの育成

- 歴史や自然などの観光資源等の魅力を案内する観光ガイドの育成を進めます。また、観光ガイドの役割や育成の方法などの検討を進めます。
- 観光に関わるすべての人が「おもてなしの心」を育むことができるよう、観光関連事業者を対象とした講習会の開催や、観光マイスターの取得を幅広く推進します。
- 観光関連産業の従事者や学識経験者などを招くなど、優れた人材との接点を増やすことにより、観光専門的人材の育成を推進します。

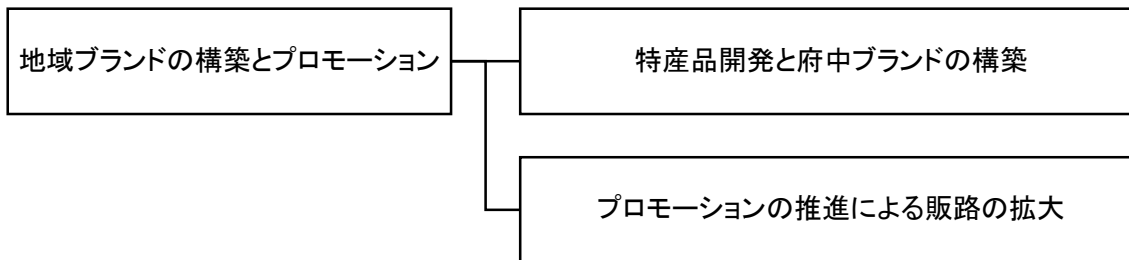
主な取組

- 1 観光ボランティアの育成支援

5. 地域ブランドの構築とプロモーション

府中市の価値を高めるための「府中ブランド」を推進し、特産品の開発と販売戦略を支援します。また、「府中ブランド」のプロモーションに取り組み、イメージアップと売上げの向上を目指します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

○市外の友人・知人への時候の挨拶に地元特産品を活用するなど、府中ブランドの普及と周知を心がけます。

地 域

○地域の中で府中ブランドの周知・普及を進めます。

企 業

○市内の農林業、商工業が連携し、新しい府中の魅力の創造を推進します。

行 政

- 府中ブランドの構築を推進します。
- 首都圏などでのプロモーションを積極的に推進します。
- 市内の企業同士のコラボレーションを支援します。

(1) 特産品開発と府中ブランドの構築

- 本市の優れたものづくりの技術を最大限に活用し、市民が誇りに思い、共有できる「府中ブランド」に多くの特産品が認定されるような支援を進め、「府中ブランド」の知名度アップに向けたPRに積極的に取り組みます。
- ご当地グルメである「備後府中焼き」を筆頭に、農産物や加工品といった個別のブランドを磨きます。
- 農業・畜産・酪農の収益力を高めるため、安全・安心な食品の開発や高付加価値商品の生産を支援します。

主な取組

- 1 府中ブランドの構築
- 2 府中市の特産品のブランド化の推進

(2) プロモーションの推進による販路の拡大

- 都市部の物産展等への積極的な参加により、農産物や加工品の知名度向上と消費拡大を図ります。
- ブランドイメージの周知や認知度の向上、企業や研究機関の誘致、特産品等の販売促進を図るため、プロモーションの手法を明確にし、メディア媒体を有効に活用するなど、戦略的かつ効果的なプロモーションを展開します。
- 地域に根ざした産業の育成を図るため、地域のさまざまな商品の販売拡大に向け、イベントなどによるPR活動を通じた市民・企業・行政が一体となった販路開拓を進めます。
- 首都圏において府中市をPRする、アンテナショップの開設に向けて取り組みます。

主な取組

- 1 地場産品の幅広いPRと販路開拓
- 2 首都圏アンテナショップの開設



基本目標4

健康地域づくり



取組の方向性

- 女性が安心して子育てできるまちを目指し、結婚・妊娠・出産に対する若者の意識醸成に努めるとともに、周産期における相談・支援の強化を図ります。
- 子育てしながら安心して働くことができ、子育ての悩みや不安を地域でやわらげることができ、「府中市で子育てしてよかった」と実感できる子育て環境づくりに努めます。
- 新しい市民病院や府中市保健福祉総合センターを核とした保健・医療・福祉が連携した取組を進めます。
- 特定健康診査やがん検診の受診率の向上を図り、生活習慣病などの予防を重視し、市民一人ひとりが心身の健康を維持し、日々健やかに暮らせるまちづくりを進めます。
- ストレスなどの心の健康問題については、地域・企業・学校などでのメンタルヘルスケアの推進を図ります。
- いつまでも地域でいきいきとした生活を送れるよう医師や看護師の育成・確保に努め、在宅生活を支える医療の実現を目指します。
- 高齢社会に備え、「地域包括ケア」の実現を目指します。また、介護予防対策、介護保険、障害者福祉にかかわる人材の育成・確保に努めるとともに、サービスの充実を図ります。
- 高齢者がいつまでも元気で暮らせるよう、さまざまな就労の機会や学びの場をつくるなど、生きがいつくり努めます。
- 地域福祉の考え方の浸透を図り、地域で支え合う仕組みづくりやコミュニティビジネスの起業支援、ボランティアやNPOなどの活動団体の育成支援を図ります。
- 市民・企業の参加による健康づくりや地域コミュニティと連携した福祉環境づくりなど、市民がお互いを支えあいながら暮らせるまちづくりを進めます。
- 身近な地域で市民が交流し、健康づくりや介護予防などに取り組める環境づくりを進めます。また、地域リーダーの育成などに取り組み、地域の福祉を市民自らがづくり守るまちづくりを推進します。
- 健康、福祉、子育てなどの取組を積極的に広報し、暮らしやすいまちのイメージを市内外に向け積極的に情報発信します。

(基本構想より)

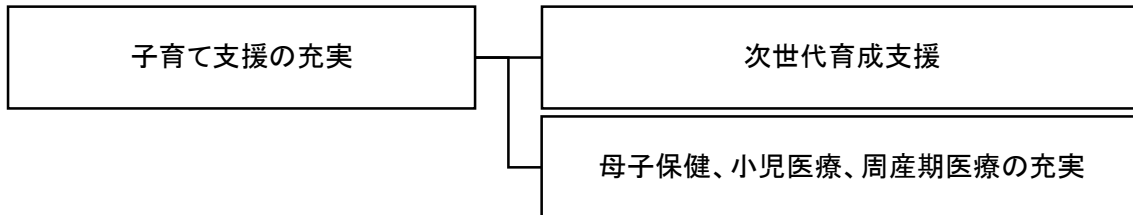
目標指標

指標名	現状	目標	目標年度
年間出生数	253人	257人	H31
合計特殊出生数	1.55人	1.65人	H32
新規開業や市外からの招聘による医師の確保	0人	5人	H31
障害者の就労支援施設から一般就労への移行	5人	10人	H29
障害者の地域移行	0人	8人	H29

1. 子育て支援の充実

これからの府中市を担う未来の大人を育むため、保健・医療・福祉をはじめとした子育て支援を推進します。また、安心して子育てができるよう、地域や職場で子育て世帯を支援するための仕組みづくりや意識づくりを推進します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

○地域全体で子どもたちを育む意識をもち、地域の行事に積極的に参加し、地域の人々と交流をしながら、みんなで子どもを育みます。

地 域

○地域で子育て支援を行っている市民活動団体や民生委員・児童委員、サービス事業所、行政などが互いの情報を共有し、連携して子育てを支援します。

企 業

○子どもたちが地域の事業所を身近に感じることができるよう、事業者も地域の一員であるという意識や関係づくりを進めます。

○結婚・出産・子育てをしやすい職場環境づくりのため、職場における女性の活躍促進とワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

○子育てや医療に関わる事業者は、一人ひとりの子どもに向き合いながら内容の充実に努めます。

行 政

○結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境整備に取り組みます。

○子育てに喜びを感じ、子育てのしやすい環境づくりのため、市民・企業とともに、子どもの健やかな成長や子育てを総合的に支援する取組を進めます。

(1)次世代育成支援

- 少子化・核家族化などの社会環境変化による子育て世帯の孤立化や子育てに対する不安等を解消するため、社会全体で子どもを生み育てることを支えるネットワークの充実を図ります。
- 少子化をくい止め、安心して子育てできるまちを目指すため、若い人の結婚から妊娠・出産、子育てを総合的にサポートします。
- 女性が仕事や家庭などあらゆる場面で活躍できるようワーク・ライフ・バランスの促進など、総合的な支援を行います。
- 多様化する保育ニーズに対応し、地域における子育て支援の充実を図るため、保育・教育体制の整備や地域子ども・子育て支援事業などの充実を図ります。
- 子育て世帯の経済的負担感の軽減のため、各種手当や助成制度の利用促進を図ります。
- ひとり親家庭における親の就労を支援し、自立を促進します。
- 小中一貫教育と連動した教育環境をつくるため、保育所・幼稚園・小学校間の連携や交流を推進します。
- 次代の親となる子どもの心身の健やかな成長を支援するため、低年齢層からの健康づくりや子育てに関する意識づくり、思春期の健康教育・健康相談について、教育部門と連携しながら実施します。

主な取組

- 1 結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援
- 2 女性施策の推進
- 3 質の高い幼児期の保育・教育の推進
- 4 地域子育て支援センターの機能の充実
- 5 要保護児童対策地域協議会の機能の充実
- 6 子育て世代の経済的負担の軽減
- 7 ひとり親家庭への支援
- 8 保育所・幼稚園・小学校間の連携・交流の推進
- 9 食育の推進



(2)母子保健、小児医療、周産期医療の充実

- 妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通じた母子の健康を確保するため、健康診査の周知・啓発、内容の充実とともに事後のフォローを徹底します。
- 不妊治療の取組を進め、子どもを産みたい世帯の支援を図ります。
- 発達障害などの早期発見・早期療育に努め、身近な場所に相談支援窓口を設置するなど、必要な支援を行います。
- 乳幼児の健やかな成長を促し、子育て家庭の負担の軽減を図るため、医療費助成の範囲などについて検討します。

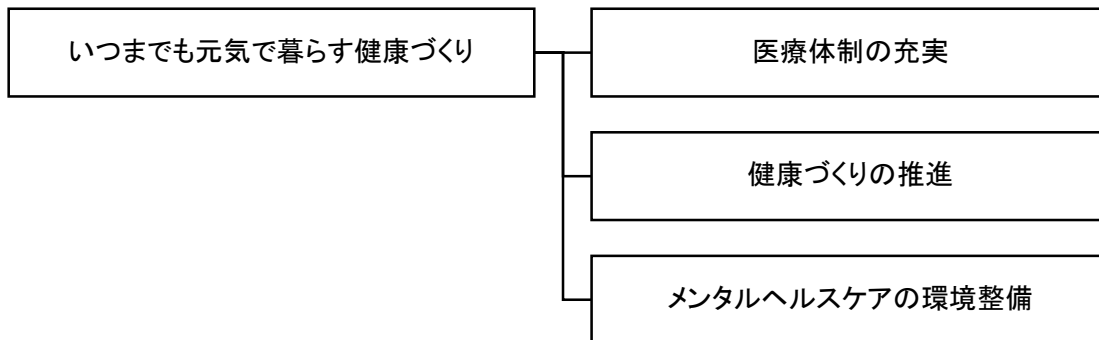
主な取組

- ① 母子保健事業の推進
- ② 不妊治療費助成制度の推進
- ③ 障害のある子どもへの支援
- ④ 乳幼児等医療費助成制度の拡充

2. いつまでも元気で暮らす健康づくり

市民病院や湯が丘病院、府中市保健福祉総合センターを中心とした保健・医療の充実を図ります。また、市民がいつまでもいきいきと地域で暮らせるように、心と体の健康づくりを支援します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

- 健康に対する意識を高め、日頃から健康管理をこころがけ、自分にあった健康づくりの活動に参加します。
- 心の問題などへの理解を深め、こころのサポーターなどの研修に参加します。

地 域

- 健康診査の受診率向上のために、誘いあって参加するなどの地域ぐるみの活動を進めます。
- 地域で健康づくりに取り組む団体や組織が連携し、多くの仲間と健康づくりができる環境づくりを進めます。

企 業

- 各医療機関は、行政と連携し、市民が安心できる医療環境の充実を図ります。
- メンタルヘルスケアに対する理解を深め、ストレスの解消など心の健康づくりに取り組みます。
- 労働環境の改善などにより、ストレスをためない仕組づくりを進めます。

行 政

- 個人の多様なライフスタイルに対応できる環境づくりを進め、食生活や体力づくりを中心とした市民一人ひとりの健康づくりを支援します。
- さまざまな市民ニーズに応える医療体制づくりを進めます。
- メンタルヘルスケアに必要な環境整備を進め、意識啓発を含めて、心の健康づくりを推進します。

(1)医療体制の充実

- 市民病院を中心に民間の医療機関も含めて連携し、多様化する市民の医療ニーズに対応します。
- 救急時に迅速に対応できるよう、患者搬送体制の充実や救急医療機関の確保に努めます。
- 中山間地域においても適切な医療サービスが受けられる体制を充実させます。
- 市民病院が、それぞれ地域医療の中心として安定した医療サービスを提供し、診療機能の充実やへき地医療の充実などを図ります。
- 地域における「支える医療」の実現に向け、地区医師会との協力体制のもと、市内の医療機関や介護・福祉関連施設職員の多職種連携を進め、在宅医療などの地域医療の再生・充実に取り組みます。
- 市民の健康づくりを推進し、いきいきと暮らす市民を増やすことで、医療費の適正化と国民健康保険の安定的な運用に努めます。
- ICT技術を活用し、保健・医療・福祉の横断的連携の実現に向けた情報の共有を図ります。

主な取組

- 1 医療機関の連携体制の強化
- 2 救急医療体制の確保
- 3 へき地医療体制の充実
- 4 医療・介護・福祉の多職種連携事業
- 5 地域医療の中核としての市民病院の機能・診療体制の充実
- 6 国民健康保険の健全運営
- 7 ICT技術の活用による情報共有



(2)健康づくりの推進

- 健康寿命の延伸に向け、市民が主体となった健康づくりを推進します。
- 関係団体などと連携しながら、一人一活動として一人ひとりのライフスタイルにあわせた健康づくりへの参加を促進します。
- 市民一人ひとりの健康づくりをきめ細かく支援するため、保健師・栄養士などと連携を図り、多様化、複雑化する健康課題への相談支援を推進します。
- メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防のため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の参加率の向上に努めます。
- がん検診の受診率向上のための受診勧奨を行うとともに、早期治療に向けた取組を推進します。
- 市民の自主的な健康づくり活動の確立を目指して、職場・地域での自主活動グループを支援します。
- 専門的意見を取り入れる健康づくりネットワークなどを活用し、地域に応じた効果的な健康づくりを進めます。
- 職場における健康づくり体制を推進します。また、家庭・職場・地域の連携を図りながら、府中市保健福祉総合センターを活用した健康づくりを積極的に推進します。
- 保健対策において個々のケースに迅速に対応するために、健康診査の結果や保健事業に関するデータを個人情報保護に留意しながら集中的に管理し、医療機関と行政がデータを共有・活用します。

主な取組

- 1 個人のライフスタイルにあわせた健康づくりの推進
- 2 指導・助言のための体制づくり
- 3 自主グループ活動の育成
- 4 健康づくりネットワークの推進
- 5 食生活と体力づくりによる健康づくりの推進
- 6 健康管理システムの活用

(3)メンタルヘルスケアの環境整備

- ストレスが大きいとされる働き盛りの年齢層への精神的支援を推進するため、市内の各保健センターなどへ相談窓口を設置するとともに、地域社会への支援、メンタルヘルスの健康教育やストレスチェックなどを推進します。
- メンタルヘルスケアを効果的に推進するために、公的病院や産業医との連携を強化するとともに、保健事業における関連データの有効活用や精神的支援の充実を図ります。
- 家庭・職場・地域など日常生活のさまざまな場面で、相談や交流を通じた心のケアを支援できる環境づくりに努めます。
- 精神科の医師が常駐する湯が丘病院を核とし、精神疾患や認知症などの相談支援や知識の普及を図るとともに、医療、保健、福祉、教育などの各機関と連携し、必要な支援に努めます。
- 自殺者ゼロを目指し、悩みやストレスの相談支援体制の充実を図るとともに、暮らしの中で見守り・声かけ・支援につなげるサポーターを増やします。

主な取組

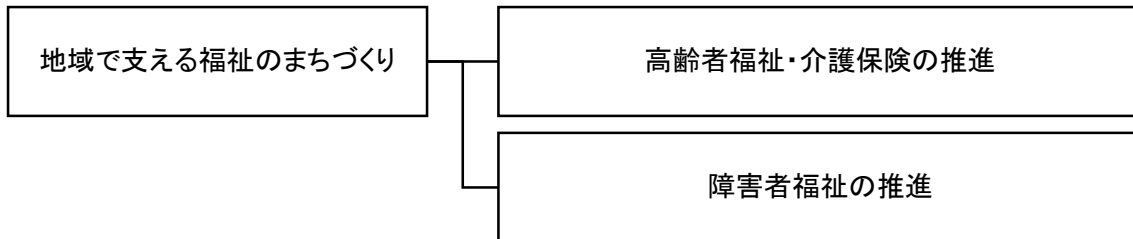
- 1 **メンタルヘルスケアの環境整備**
- 2 **公的病院、産業医などとの連携強化**
- 3 **地域・職場で支えあう地域ケア体制づくり**
- 4 **こころのサポーターの育成支援**

3. 地域で支える福祉のまちづくり

今後も高齢者の増加が予測され、高齢者の福祉や介護の重要性は高いことから、そのニーズを見極めた制度、サービスを充実します。

また、障害者などの日常生活に支障のある人の福祉を推進し、自立した社会生活を支援します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

○身近な地域での支えあい活動に参加し、高齢者や障害者とともに暮らす地域社会づくりを進めます。

地 域

○地域にひとり暮らし高齢者や日常生活に支援の必要な人がいることを把握し、見守りや声かけなど、地域の一員として支援します。

企 業

○福祉サービスの事業者は、利用者に必要な情報の開示を行うとともに、質の高いサービスを提供するために職員研修などの機会をつくります。

行 政

○高齢者・障害者の自立生活を支援し、必要なサービスの運用と体制の整備を推進します。

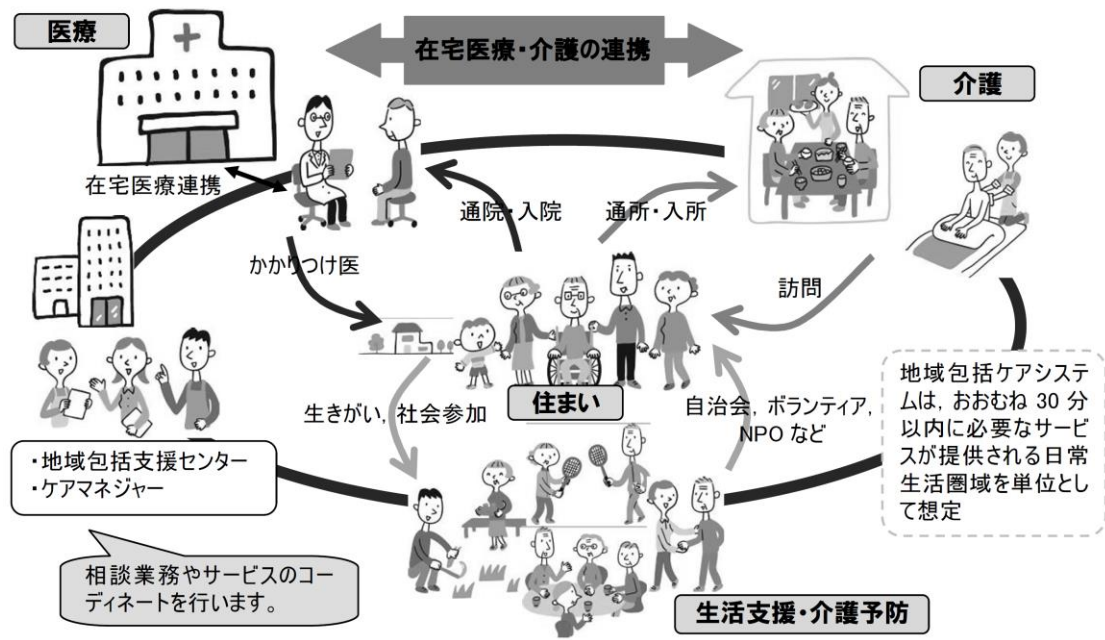
(1) 高齢者福祉・介護保険の推進

- 団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアの仕組みを構築します。
- 介護が必要な高齢者ができる限り住み慣れた地域や自宅で生活できるよう、介護保険サービスのニーズに応じた安定的な運用を図ります。
- 高齢者が健康で自立した日常生活を継続できるよう支援します。

主な取組

- 1 地域包括ケア体制の構築
- 2 介護保険サービス基盤の整備
- 3 介護予防の推進
- 4 後期高齢者医療保険基盤安定制度
- 5 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

■平成37年の地域包括ケアシステムの目指す姿



資料：厚生労働省資料を元に作成

(2)障害者福祉の推進

- 府中市自立支援協議会の各部会で障害者福祉サービス等の課題を検討・協議し、府中地域における障害者の暮らしや就労などの施策を推進します。
- 障害者の就労支援施設から一般就労への移行を促進し、地域で自立した生活ができる障害者を増やします。
- 施設に入所したり、病院に入院したりする障害者の地域への移行を支援するため、相談支援や生活の場の確保に努めます。
- 日常生活に支障のある障害者手帳などを持たない人を支援するため、相談窓口や支援サービスの充実を図ります。
- 障害者や認知症患者などの権利を守るため、市民の理解を深める継続的な啓発・広報や成年後見制度の周知、制度利用の支援を図ります。

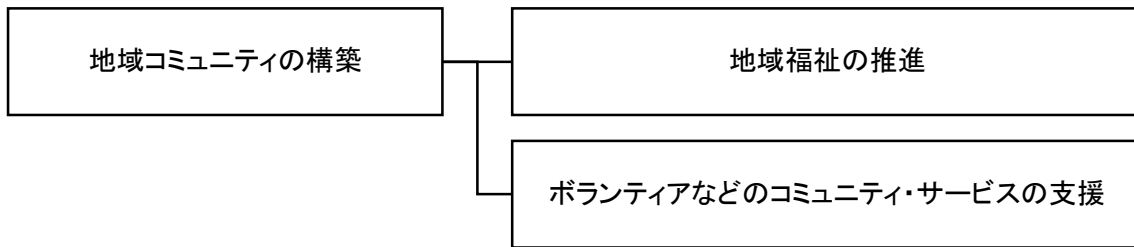
主な取組

- 1 障害者の生活支援・就労支援・総合相談体制の充実
- 2 障害者の地域生活移行支援
- 3 発達障害者・難病患者の支援の充実
- 4 成年後見制度支援体制の整備
- 5 障害に対する相互理解と市民参加活動の促進事業の推進

4. 地域コミュニティの構築

行政や地域社会が一体となって身近な地域課題を解決できるよう、地域福祉を推進します。
地域活動の活動主体となるボランティアや各種団体などの支援を推進します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

○ボランティアやNPOなどの活動へ積極的に参加・協力し、地域貢献を進めます。

地 域

○身近な地域の問題を地域で解決するため、自治組織やボランティア、NPOなどの連携を進めます。

企 業

○地域の一員としてボランティアやNPOなどの活動や組織に関心を持ち、協力などによる支援を進めます。

行 政

○地域における福祉環境を整備するとともに、地域福祉活動への支援を行い、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

(1) 地域福祉の推進

- 地域の仲間の交流により、お互い助け合う地域を新しく蘇らせ、支援を必要とする人に、一人ひとりが、柔軟な支援を受けながら自立して生活することができるまちをつくります。
- 地域で見守りや助けあいなどの支えあい活動ができる体制づくりを進めます。

主な取組

① 地域福祉の推進

(2) ボランティアなどのコミュニティ・サービスの支援

- まちづくり活動を行っている多様な地域組織・ボランティア・NPO等の団体の主体的な活動を支援するため、活動拠点の確保や情報の提供、人材の育成支援などを推進します。
- あらゆる世代の地域活動への参加を促進するため、市民がボランティアに取り組むきっかけづくりや、地域活動などに参加しやすい環境づくりを推進します。
- 地域活動が拡大し、継続するために、幅広い年代の地域活動リーダーの育成を図ります。
- さまざまな組織・活動団体などの交流・連携を促進することにより、コミュニティ活動のネットワーク化や活動団体の育成、スキルアップなどを支援します。
- 多様化する地域の課題に対応するため、コミュニティ・ビジネスの創業と育成を支援します。

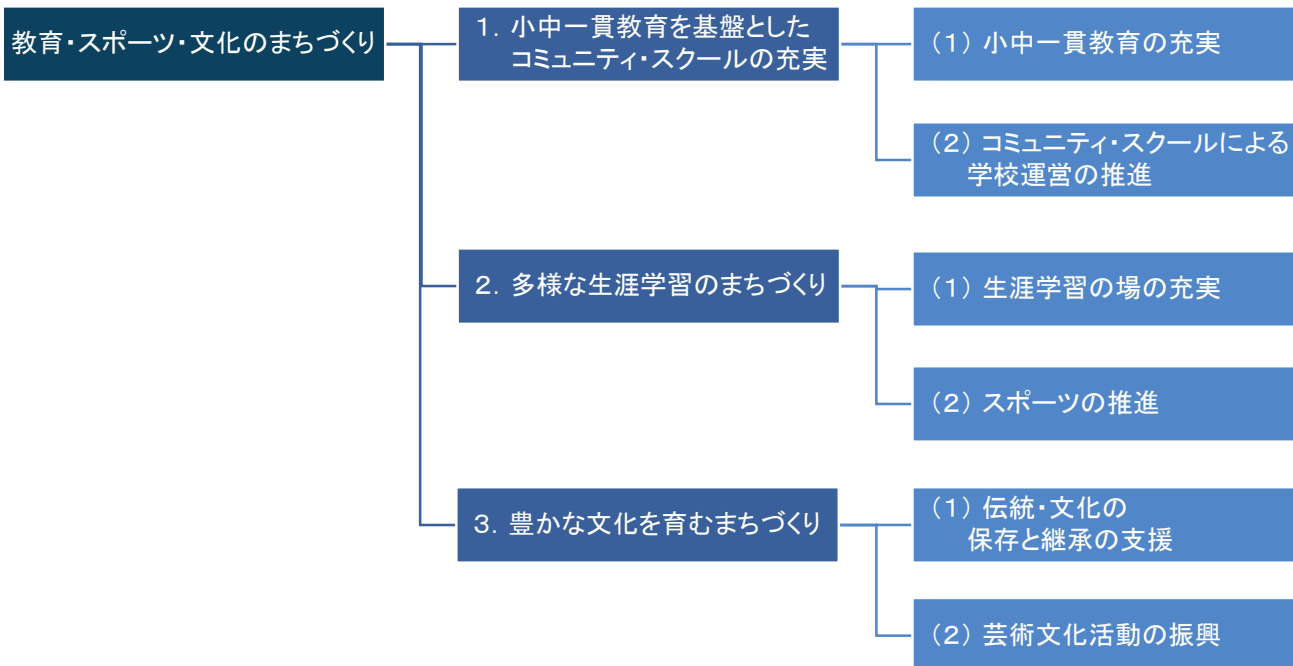
主な取組

- ① ボランティアの育成・支援
- ② ボランティアセンターの運営支援
- ③ 府中市市民活動総合補償制度の実施
- ④ 市民団体、NPOなどの設立支援
- ⑤ コミュニティ・ビジネスの創設支援

基本目標5

教育・スポーツ・文化のまちづくり

施策の体系



取組の方向性

- 小中一貫教育による本市の教育環境を最大限生かせる学校教育を推進します。
- 学校、保護者、地域住民が協働して学校運営にかかわるコミュニティ・スクールを推進します。
- グローバル化に対応できる人材を育むためのベースとなるグローバル・マインドの育成に向け、外国語教育や異文化間協働活動等に積極的に取り組むとともに、郷土への愛着と理解を深めるふるさと教育を進めます。
- 「ものづくりのまち府中」の伝統ある企業家魂を次世代へ継承するため、地方創生につながる教育を推進します。
- 備後国府の地、石州街道の宿場町として発展してきた府中市の歴史・文化・伝統を保存・継承します。
- 急激な情報化社会の発展にともない、学校の中でICTを適正に利用・活用するための教育を推進します。
- 多様化・高度化する市民の学習ニーズに応え、いつでも、どこでも、誰でも学習できる環境づくりを進めるため、拠点施設の環境整備や市民が主体となった学習機会の充実を図ります。
- すべての市民がスポーツを楽しみ、健康増進を図るために、幅広い活動機会の充実と施設環境の改善を進めます。
- 地域間交流・国際交流・世代間交流など市民の幅広い交流が盛んに行われ、新たな都市の活力が生まれるまちづくりを進めます。

(基本構想より)

目標指標

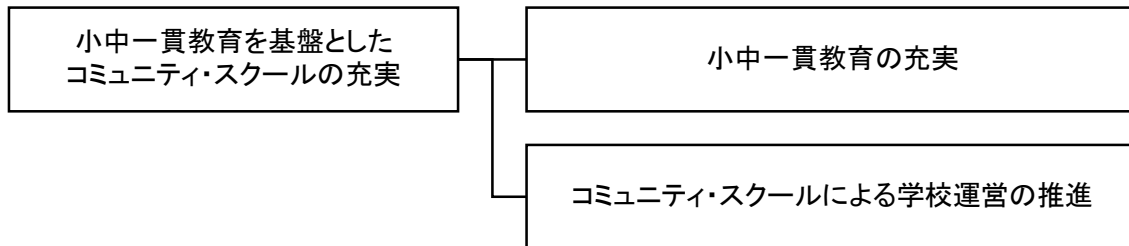
指標名	現状	目標	目標年度
コミュニティ・スクールの全校指定	4校	12校	H31
総合型地域スポーツクラブ設立数	1クラブ	2クラブ	H31
芸術・文化活動の開催数	15回	20回	H31



1. 小中一貫教育を基盤としたコミュニティ・スクールの充実

学力だけでなく、コミュニケーション力や心の健康を兼ね備えた「未来へはばたく府中っ子」を育成するため、小中一貫教育を充実させます。また、地域が一体となって子どもを育てる環境をつくり、学校、家庭、地域が協働したコミュニティ・スクールを推進します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

○学校での地域行事や体験活動の場などに積極的に参加します。

地 域

○学校行事や地域行事などにおける学校教育との連携を深め、地域で子どもを育てる環境づくりに取り組みます。

○学校施設の一般開放や、高齢者、企業などの人材を活用した地域の産業を学ぶ学習や郷土学習など地域との関わりを深め、地域で子どもたちを育てる環境をつくります。

企 業

○子ども達の体験学習の場の提供など、地域の一員として、学校と連携した活動を進めます。

行 政

○知・徳・体をバランスよく備えた「未来へはばたく府中っ子」を育てる学校教育の実践や学校教育施設の充実を図るとともに、開かれた学校づくりによって、地域に信頼される学校を目指します。

(1)小中一貫教育の充実

- 小中一貫教育と連動した教育環境をつくるため、保育所・幼稚園・小学校間の連携及び中学校・高等学校間の連携・交流を強化していきます。
- 「未来へはばたく府中っ子」の育成を目指して、「府中教育の日を定める条例」に基づき、学校・家庭・地域・行政が一体となった人づくりを推進します。
- 確かな学力をつけ、豊かな心と健康な体、グローバル化する21世紀を生き抜くことのできる資質・能力を育てるために、時代に対応した多様な教育活動を推進します。また、子どもたちがより大きな夢や高い目標を達成するための進路指導など、特色ある学校づくりに積極的に取り組みます。
- 地域の産業や郷土の良さを学ぶため、地域の人材や資源と連携し、郷土を知り、愛着を深める学習を推進します。また、府中市の「ものづくり」産業に対する理解を深め、技術を知り・学べる機会づくりを進めます。
- 教職員の資質向上や専門性の高い職員の任用などの学校支援をはじめ、教育関連施設の改善・改修などを計画的に実施するなど、保護者や地域に信頼される学校づくりを推進します。
- いじめ・問題行動・不登校など、子どもたち一人ひとりの悩みや不安を受け止め、支援するために、9年間を通じた生徒指導や相談支援体制を整えます。また、保護者や児童生徒、教職員からの相談を受け付ける体制の充実を図ります。
- 市内の小学校児童、中学校生徒及び保護者を対象とした「食」に関する指導を推進します。
- インターネットなど、次世代の情報技術環境に対応できる情報リテラシーを身につけるため、各小中学校で情報機器を積極的に活用する機会を提供します。
- 特別支援教育推進協議会を組織し、障害児や支援の必要な児童の教育の向上に努めます。また、学校におけるインクルーシブ教育を推進するため、教職員の研修等による意識向上や必要に応じて学校設備の充実を図ります。



主な取組

- ① 小中一貫教育の充実
- ② 多様な教育活動の推進
- ③ 地域の人材・資源を活用した郷土学習の充実
- ④ 管理職・教職員研修の充実
- ⑤ 専門的職員による学校支援体制の充実
- ⑥ 相談・指導体制の充実
- ⑦ 地域で支える学校づくり
- ⑧ 小中学校の校舎・体育館の整備
- ⑨ 学校給食センターの運営及び衛生・管理の充実
- ⑩ 9年間を見据えた食育指導の推進
- ⑪ 情報教育推進事業
- ⑫ 子どもの可能性を伸ばす知・徳・体の育成
- ⑬ 9年間を見通した生徒指導及び進路指導の推進
- ⑭ 小中学生の日常的交流の推進
- ⑮ 小中学校共通の学校運営の推進
- ⑯ 情報リテラシーを身につける情報教育の推進
- ⑰ 異文化間協働活動の推進
- ⑱ キャリア教育による「ものづくり」産業の理解促進
- ⑲ グローバルキャンプの実施
- ⑳ 学校施設の計画的な改修
- ㉑ 特別支援教育の推進

(2)コミュニティ・スクールによる学校運営の推進

- 学校・家庭・地域が一体となって、地域の子どもたちを育む学校づくりを進めます。
- 学校だけでなく、周辺の地域が学校を支援し、地域が一体となって子どもの育成や学校での子どもの安全確保が図れる環境をつくるため、地域と学校との関わりを強化していきます。
- コミュニティ・スクールの導入促進に関する調査研究事業を積極的に活用し、市内全校における学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を推進します。

主な取組

1 コミュニティ・スクールの推進

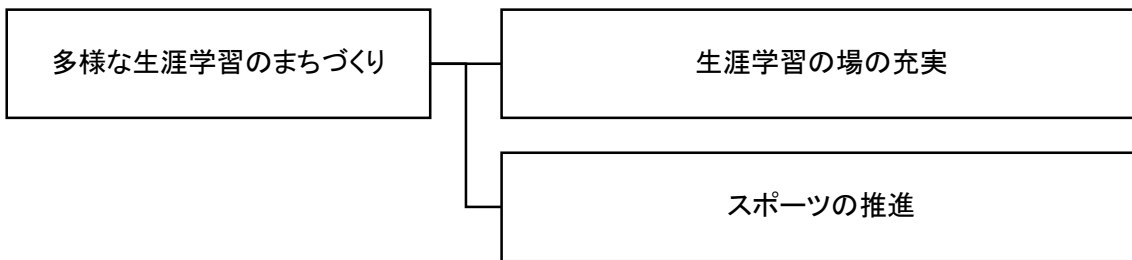


2. 多様な生涯学習のまちづくり

生涯を通じて生きがいを持っていきいきと暮らしていけるよう、いつでも、どこでも、だれでも学習できる環境づくりや学習機会の充実を推進します。

また、市民一人ひとりがスポーツを楽しみ心と体の健康を図れるよう、活動機会と施設の充実を進めます。

施策の体系



それぞれの役割

市民

- 学習活動や地域活動に対する関心や意欲を高め、生涯学習活動に積極的に参加して、活動を通じた仲間づくりや地域づくりに取り組みます。
- 市民一人ひとりの体力や意欲に応じて、さまざまなスポーツ活動に参加し、スポーツ活動を通じた仲間づくりや健康づくり、体力づくりに取り組みます。

地域

- 文化・学習団体が自分たちの活動を広くPRし、市民が身近な文化芸術活動に参加するほか、市民が発表できる機会を提供します。
- 生涯学習講座などで培った知識や技能を地域のボランティア活動などで発揮し、豊かな心を育む地域をつくります。

企業

- 事業所見学会や地域や学校等での講演会などを開催し、市民活動を支援します。
- スポーツ大会などを主催、参加または協賛するなど協力します。

行政

- 身近な学習拠点の整備を進めるとともに、学習情報の提供や講座などの学習機会のコーディネートによって、市民一人ひとりの生涯学習活動を支援します。
- スポーツ施設の充実や利便性の向上を図り、スポーツ活動を推進するリーダーやグループの育成を支援します。

(1)生涯学習の場の充実

- 府中市生涯学習センターと公民館及び図書館とのネットワークによる学習拠点づくりを推進し、多くの市民が生涯学習に取り組む機会を増やすとともに、市民が主体となった自主的グループ活動を育成・支援します。
- 図書館の市民の利用を促進するため、視聴覚機器・ソフトの整備や情報端末の設置などの機能充実を図るとともに、ボランティアと協働した絵本の読み聞かせなど、子どもの読書を促す取組を推進します。
- 地域人材の確保・活用を図るため、生涯学習活動や学校教育における指導者やリーダーとなる人のボランティア・人材バンクへの登録を促進します。
- 地域市民が主体となって「府中学びのフェスタ」など、日頃の生涯学習活動の成果を発表し、互いが交流する場を創造します。
- 地域における生涯学習活動を支援するため、老朽化が進んでいる公民館の整備を計画的に実施します。

主な取組

- 1 図書館機能の充実と子どもの読書活動の推進
- 2 情報提供設備の利用促進
- 3 自主的グループ活動の育成・支援
- 4 地域人材の確保・活用
- 5 住民主体型の府中学びフェスタの実施
- 6 公民館の学習拠点としての利便性の向上



(2)スポーツの推進

- 生涯スポーツの推進、スポーツ施設の適正な設置・運用など、長期的、総合的視野に立った施策を展開します。
- スポーツの普及や総合型地域スポーツクラブの設立により、クラブ活動やスポーツグループ活動を支援するとともに、リーダーの育成を図ります。
- 市民が幅広く参加できる各種スポーツイベントを開催し、市民のスポーツ活動への参加を促進します。
- 高齢者の健康づくりや体力づくりの一環として、グラウンドゴルフなど、高齢者向けスポーツ教室の開催や高齢者のスポーツグループの育成を図ります。
- 多くの市民がスポーツに親しめるよう、スポーツ施設の整備・充実を図ります。

主な取組

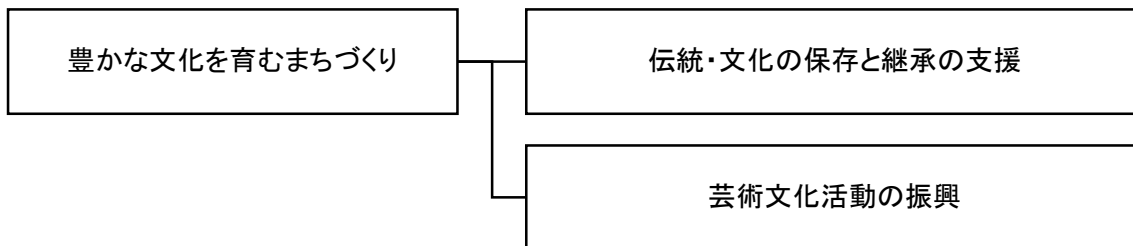
- 1 全ての市民がスポーツに親しみ、楽しめる活動の推進
- 2 競技スポーツの推進
- 3 スポーツ活動を支援する環境の整備
- 4 市の特性を活かしたスポーツ推進によるまちづくり
- 5 市民プールの建替え



3. 豊かな文化を育むまちづくり

備後国府として歴史と伝統のある府中市の歴史・文化・伝統を保存・継承し、府中らしい文化の醸成を図ります。また、文化活動を通して、地域の発展と新たな地域文化を醸成します。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

- 地域の歴史・文化などの保存・継承や、芸術・文化活動への参加を通じて、府中らしさのある文化を醸成します。
- 身近で行われている文化芸術活動に関心を持ち、積極的に参加し、鑑賞します。

地 域

- 地域の文化・文化財に関心や誇りを持ち、継承していくことで、地域の発展を目指します。

企 業

- 地域の行事に積極的に参加するとともに、協賛などで協力します。

行 政

- 歴史・文化を地域の誇りとして伝えるための環境整備を進めるとともに、市民・企業による保存・継承活動やさまざまな芸術・文化活動を支援します。



(1) 伝統・文化の保存と継承の支援

- 府中らしさのある自然や歴史・文化と調和した、良好な景観の形成に向けた取組を計画的に推進します。【再掲】
- 歴史的資源や観光資源を生かして、府中市独自の都市文化の醸成、都市景観の形成を図るため、風景街道と夢街道ルネッサンスに指定された石州街道出口通りや銀山街道上下宿について、歴史的まちなみの保存・整備を推進します。【再掲】
- 歴史的資源を生かした府中市独自の都市文化を担うまちづくりを進めるため、備後国府跡の遺跡を史跡公園として整備するとともに、幕府直轄の代官所跡など、さまざまな歴史的遺産を生かした取組を推進します。
- 地域に残る伝統的な祭事、伝承などを継承し、次代へ繋げていくため、後継者の育成支援や資料映像の記録などに取り組みます。

主な取組

- 1 景観計画の検討【再掲】
- 2 歴史的まちなみの保存・整備【再掲】
- 3 歴史的遺産の保存・整備



(2) 芸術文化活動の振興

- 新たな地域文化の醸成に向けて、文化祭・作品展示会・芸術鑑賞会の開催機会や、公共施設での発表の場を提供し、市民の芸術・文化活動の振興を図ります。
- 市民の地域文化への理解やイベントへの参加促進に向けた広報活動を充実します。

主な取組

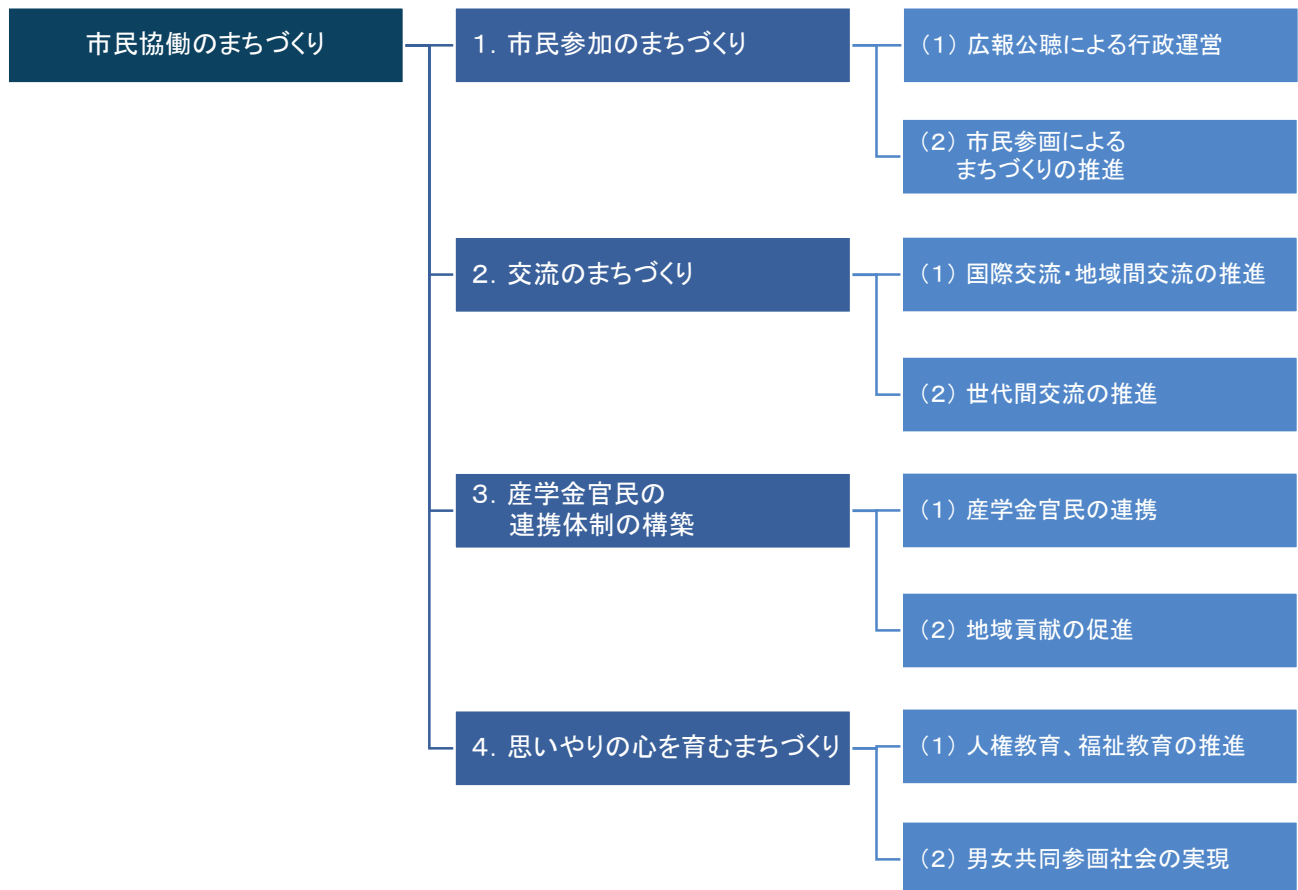
- 1 府中市文化センターや公民館を中心とした芸術・文化活動の振興
- 2 文化やイベントに関する広報の充実



基本目標6

市民協働のまちづくり

施策の体系



取組の方向性

- 地方分権時代における地域サービスの実施主体としての受け皿として、市民、地域、企業、行政が協働でまちづくりやサービスを行うための仕組みづくりを進めます。
- 市民相互の連携に支えられた市民活動の活性化を図るため、コミュニティの育成を支援します。
- 多様な価値観をもつ市民が目的に応じてボランティア活動やNPO活動などの輪を広げていくため、各種情報の提供や活動の場となる施設の提供など、自主的な活動を促進するための環境整備や支援に努めます。
- 市内に多くある「オンリーワン・ナンバーワン企業」にどのような技術があり、どのような製品を製造しているのか市民が認識し愛着を持ってもらうため、商工団体と連携し、産業メッセなど市民が地場産業に触れる機会をつくれます。
- 障害者、高齢者、子ども、ジェンダーなどの立場をこえて、すべての市民がお互いの人権を尊重し、差別や偏見のないまちづくりを進めます。
- 家庭・職場・地域などさまざまな場で、男女がそれぞれの特性と能力を発揮して、いきいきと暮らせる男女共同参画社会づくりを推進します。

(基本構想より)

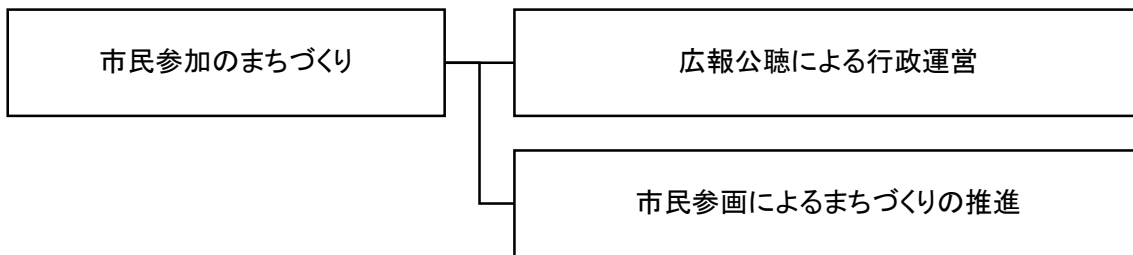
目標指標

指標名	現状	目標	目標年度
NPO団体数	12団体	15団体	H31

1. 市民参加のまちづくり

安全・安心な協働のまちづくりに向けて、広報紙やホームページ等による情報提供を充実するとともに、市民・地域・企業などの積極的な参画による政策づくりを進めます。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

- 市民がさまざまな活動を通じて、主体的に自己実現や社会参加を進め、活力ある都市をつくっていきます。
- 行政のさまざまな政策づくりに参画し、協働によるまちづくりを進めます。
- 市の広報やホームページなどの掲載情報を、日頃から関心をもって見るようにします。

地 域

- コミュニティ・ボランティア団体・NPOなどの活動を通じて多様な地域、市民との連携を強めていきます。
- 行政のさまざまな政策づくりに参画し、協働によるまちづくりを進めます。

企 業

- 産業活動を通じて、主体的に地域づくりに参加し、活力ある都市をつくっていきます。
- 行政のさまざまな政策づくりに参画し、協働によるまちづくりを進めます。

行 政

- すべての人にやさしいまちづくりの視点に立った行政運営を進めるとともに、市民・企業がまちづくりへの意識を高め、幅広く活動できるために、さまざまな活動支援に努めます。
- 市民・企業のより主体的なまちづくりへの参画を促進するため、政策決定など、行政のさまざまな計画づくりへの市民参画を推進します。

(1) 広報公聴による行政運営

- 市民・企業のまちづくりへの参加を促進のため、インターネットやSNS²をはじめとした、幅広い情報媒体の活用や懇談会の開催など、市民の多様な暮らしに対応した広報公聴活動を進めます。
- 市民生活に多大な影響を及ぼす事業などについて、説明会の開催や広報紙の配布などによって、事前の情報提供と情報公開を積極的に推進します。
- 法律や開示請求に基づく情報公開に向けて、行政情報の管理や文書管理などの充実を図るとともに、個人情報保護などセキュリティ対策の強化を図り、情報管理体制を充実します。
- 災害時における避難行動要支援者名簿の情報公開について、災害対策基本法に基づいた情報提供と管理を徹底します。

主な取組

- 1 多様な広報公聴活動の実施
- 2 市民・企業の参加機会の拡充
- 3 市民・企業・行政の連携による事業の推進
- 4 情報公開の推進
- 5 情報管理体制の拡充

² SNS: ソーシャル・ネットワーク・サービスの省略表記で、インターネット上で人と人とのつながりを促進・サポートする「コミュニティ型の会員制のサービス」

(2) 市民参画によるまちづくりの推進

- 市民・企業が主体的に地域の課題を解決するなど、まちづくりに参画することで、行政と一体となった活動を進めていけるよう、市民のまちづくり意識の向上を促進します。
- コミュニティ活動に関する意識を高めることで、市民の役割やまちづくりへの理解と協力を促進します。
- 企業が市民・行政と交流を持つことで連携を強め、産業と一体となったまちづくりを進めます。
- 行政によるサポート体制を充実させることで地域の課題を市民自ら解決し、まちづくりに主体的に取り組もうとするコミュニティの活動を支援します。
- 市内各種団体や企業のまちづくりへの取組について、インターネットなどを通して市外・県外にPRします。
- 市民・企業がより主体的にまちづくりに参加できるよう、計画策定段階から地域住民との協議や協働により意見を取り入れる場を積極的に設けます。
- 市民・企業との連携や役割分担による事業推進を図ることで、行政だけでは対応が困難な地域課題の解決をはじめ、市民・企業・地域・行政が一体となったまちづくり活動に取り組みます。

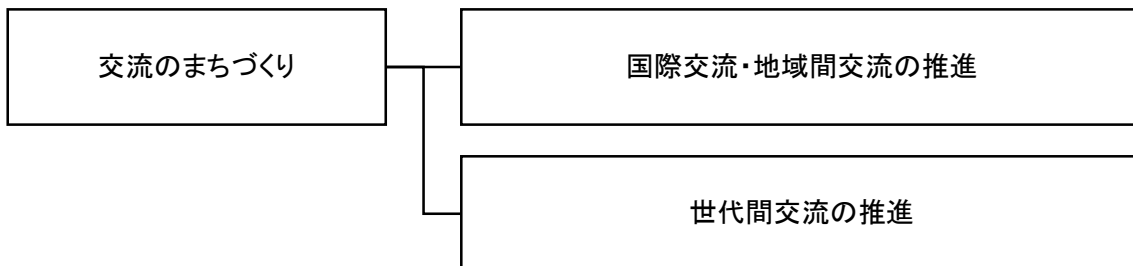
主な取組

- 1 市民のまちづくり意識の啓発
- 2 コミュニティ活動に対する意識の啓発
- 3 企業と市民との交流機会の促進
- 4 行政によるコミュニティ活動のサポート体制の充実
- 5 市民・ボランティア団体・NPOなどの活動支援
- 6 地域リーダーの育成支援
- 7 ボランティア団体・NPOなどの育成支援
- 8 市民のまちづくり活動のPR活動

2. 交流のまちづくり

地域や人の輪を広げ、地域のつながりを強化するとともに、市民一人ひとりの豊かな人間性を育むため、国際交流・地域間交流・世代間交流などのさまざまな交流の場をつくります。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

○国際交流・地域間交流・世代間交流などに積極的に参加し、継続的な活動によって交流の輪を広げながら、地域づくり・人づくりにつないでいきます。

地 域

○国際交流・地域間交流・世代間交流などの場づくりに努め、地域住民が楽しく交流できる地域づくりを進めます。

企 業

○人材交流や取引などにより世界の国々との交流を進め、府中市の企業が世界に知られるよう貢献します。

行 政

○さまざまな交流機会を提供するなど、条件整備や環境整備に取り組み、市民・企業の交流活動を促進するとともに、主体的な活動を支援します。

(1) 国際交流・地域間交流の推進

- 市民や企業の国際感覚の醸成や地域社会の更なる発展に向けて、海外との交友交流や留学生の受け入れを推進します。
- 異文化交流による地域社会の活性化のため、市民・企業が行う市内又は国内における他地域との交流を支援し、積極的な交流を促進します。

主な取組

- 1 国際交流の推進
- 2 地域間交流の推進

(2) 世代間交流の推進

- 高齢者の豊富な知恵と経験を生かした豊かな生活スタイルを次世代に継承するため、年齢や世代を越えた交流による地域づくり、人づくりに取り組みます。

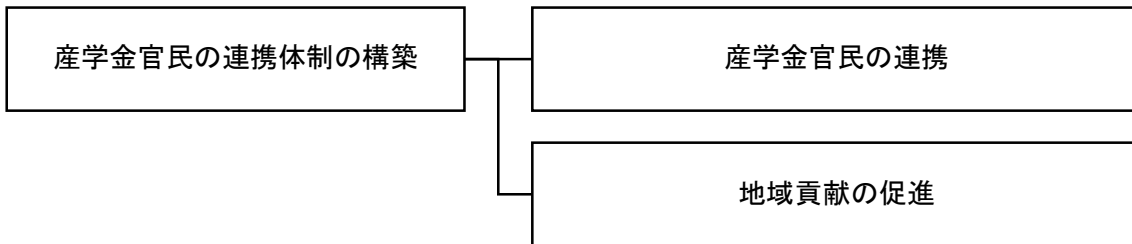
主な取組

- 1 世代間交流の推進

3. 産学金官民の連携体制の構築

新たな産業の育成に向けて、業界を超えて産学金官民が連携できる体制整備を進めます。また、市民、企業がともに地域を支え合えるよう、地域貢献を促進します。

施策の体系



それぞれの役割

市民

○業界を超えた連携に積極的に取り組み、地域に貢献する活動を実践します。

地域

○産学金官民の連携によるまちづくりを進めます。また、地域貢献度の高い企業への支援などに努めます。

企業

○業界を超えた連携に積極的に取り組み、地域に貢献する活動を実践します。

行政

○産学金官民の連携によるまちづくりを進めます。

(1)産学金官民の連携

○産学金官民連携体制を確立し、地域資源を生かした新たなものづくり産業の育成に取り組みます。

主な取組

1 産学金官民連携によるまちづくりの推進

(2)地域貢献の促進

○障害者の福祉的就労が本人の生きがいと共に、地域に貢献できるものとなるよう、企業や行政などと連携しながら障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達を促進します。

○元気な高齢者が地域活動の主役となれるよう、意識醸成のための講習会の開催やコミュニティづくりの支援を推進します。

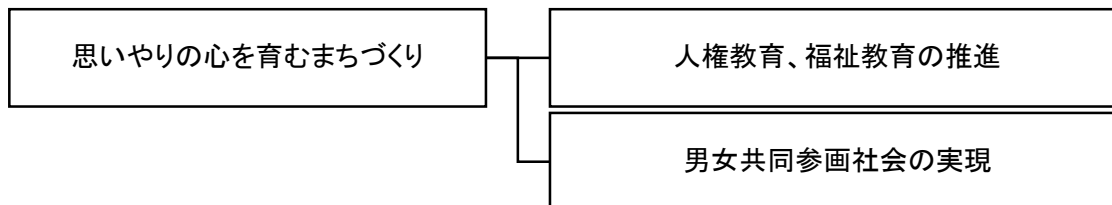
主な取組

1 障害者就労施設等からの物品等優先調達

4. 思いやりの心を育むまちづくり

あらゆる差別や偏見をなくし、お互いを尊重しあえる社会をつくるため、人権意識や男女共同参画意識の啓発・醸成を図ります。

施策の体系



それぞれの役割

市 民

○人権尊重についての理解を深め、家庭・職場・学校・地域などの身近な生活において、個性を生かし、他人を思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む社会づくりに努めます。

地 域

○地域にあるさまざまな人権問題や偏見などについて、経緯や本質を学び、お互いを理解しあえる地域づくりを進めます。

企 業

○職場や地域での差別、偏見などをなくすため、人権教育に取り組みます。
○男女がお互いを尊重し、雇用や登用についての格差を取り除くとともに、それぞれが活躍できる職場環境をつくりまます。

行 政

○市民一人ひとりの人権意識の啓発を図り、あらゆる差別をなくすための取組を進めるとともに、男女共同参画社会づくりを推進します。

(1) 人権教育、福祉教育の推進

- 市民が主体的にまちづくりに参画できる環境を整えるとともに、人権をめぐる課題に取り組む意識を高めます。
- 行政・学校・職場・地域などのそれぞれの主体が連携を図り、人権尊重や人権問題についての意識啓発やノーマライゼーション³の理念の普及啓発に取り組みます。
- 市民一人ひとりが個人として尊重され、お互いの多様性を認めあい、共に個性や能力が発揮できる社会のために、総合的な人権施策を推進します。

主な取組

- 1 人権意識やあらゆる人権問題についての意識啓発
- 2 人権問題の解決に向けた総合的な人権施策の推進
- 3 人権啓発活動事業

(2) 男女共同参画社会の実現

- 固定的意識にとらわれず、男女が互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を目指します。
- 男女共同参画に関する啓発に取り組むことで、男女が対等にあらゆる場面で協力し合い、責任を分かち合うことのできる、豊かで活力ある社会を目指します。
- 職場においては、男女が個人の能力を十分に発揮できる環境づくりを推進するとともに、仕事と家庭生活を両立できるよう、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透に努めます。
- 社会のさまざまな慣行・制度の見直しや、政策・方針決定過程への女性の参画などを推進し、男女があらゆる場面で活躍できる社会を目指します。

主な取組

- 1 男女共同参画プランの推進
- 2 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
- 3 男女があらゆる分野で活躍できる社会づくりの推進

³ ノーマライゼーション: 障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方

第 3 部

健全な行財政運営の推進

本市では、わかりやすい行政サービスを提供するため、機構改革を行い、サービスの集約、業務の見直しを行ってきました。今後も市民の利便性に配慮したわかりやすい行政のあり方を検討することが求められています。また、「府中市行政改革大綱」に基づき、本市の財政規模に合わせた施策を展開するよう、財政縮小とともに必要な事業の優先性を考慮しながらの財政運営が必要です。

行政の活動を知ってもらうために広報公聴活動による見える化が必要となっています。市政に対する市民の理解を深めること、また、市民の声を集めることを目的とする市内向けの取組と、市の特徴をアピールしイメージアップを目的とする市外向けの取組の役割を明確にし、計画的なプロモーションを展開していく必要があります。

これからの行政には、進捗管理の上で検証と改善を行うことが求められています。「計画策定（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）」のPDCAサイクルによる評価システムが必要です。

（基本構想より）

■ 第1章 ■

公共施設等の維持・管理

○各公共施設の利用状況や地域への分布密度など、総合的に分析して、改廃を含めた配置見直しを図ります。また、併せて適正な評価により資産情報を把握し、持続可能な維持管理計画を策定します。

■ 第2章 ■

財政の健全化

○近年の景気の動向、市町合併後に国から合併特例加算されていた普通交付税の逡減など、本市の財政を取り巻く状況は転換期を迎えていることから、「府中市行政改革大綱」に基づき、選択と集中による適正な財政運営を図ります。

■ 第3章 ■

府中市のイメージアップ

○市内外に向けて「備後府中」のイメージアップを図るため、計画的なプロモーションを推進します。

○市内外へ向けた取組を明確にし、理解の促進を図ります。



第4章

行政運営の進捗管理

○本市の行財政運営における、PDCAサイクルによる評価システムを導入します。

■PDCAサイクル図



第 4 部

資料編

1. 府中市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画を策定することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像と方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の指針であって、施策の方向性と体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に従って施策を実現するための個別の事業を示すものをいう。

(審議会への諮問)

第3条 市長は、総合計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する市長の附属機関をいう。）に諮問するものとする。

(審議会の設置)

第4条 前条の規定による諮問に応じて調査し、及び審議するため、府中市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第5条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体の役職員

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料等の提出要求)

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、必要な書類を提出させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(報酬等)

第10条 委員の報酬は、府中市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年府中市条例第30号)により支給する。

(議会の議決)

第11条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第12条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第13条 個別の行政分野における施策を実現するための計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(府中市長期総合計画審議会条例の廃止)

第2条 府中市長期総合計画審議会条例(平成6年府中市条例第18号)は、廃止する。

2. 府中市総合計画審議会委員名簿

所 属		名 前	備考
府中市議会議員		加納 孝彦	
		瀬川 恭志	
		丸山 茂美	
関係団体	府中商工会議所	北川 祐治	審議会会長
	上下町商工会	伊藤 敏雄	会長職務代理
	府中市社会福祉協議会	中村 一夫	
	府中市町内会連合会	道路 岩巳	
	府中市女性連合会	大平 寛子	
	府中市老人クラブ連合会	中野 悦成	
	府中市PTA連合会	藤井 忠博	
	農事組合法人 上下南農産	池田 静雄	
	連合広島府中地域協議会	藪本 敬士	
	府中地区医師会	谷 秀樹	
学識経験者		小川 香奈	
		今川 智巳	
		岡本 由姫美	
		川上 裕子	
		重森 由枝	
		守屋 綾子	
		沖田 浩子	

3. 諮問文

府企第225号
平成27年7月27日

府中市総合計画審議会
会長 北川 祐治 様

府中市長 戸 成 義 則

第4次府中市総合計画(基本構想)について (諮問)

このことについて、府中市総合計画審議会条例（平成26年府中市条例第3号）第3条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

4. 答申文

平成27年11月2日

府中市長 戸 成 義 則 様

府中市総合計画審議会
会 長 北川 祐治

第4次府中市総合計画（基本構想）について（答申）

平成27年7月27日付け府企第225号で諮問のあった第4次府中市総合計画（基本構想）案については、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

（答申）

第4次府中市総合計画（基本構想）案は、今後10年間の新たなまちづくりの目標とその実現に向けて取り組む基本方向を明らかに示しており、おおむね妥当と判断します。

なお、審議する中で各委員から提案された意見を別紙のとおりまとめましたので、計画実施にあたって十分配慮されることを希望します。

5. 答申付帯意見

<本計画に対する審議会での主な意見>

1. 子どもたちが10年後大人になったときに「ずっとこのまちで暮らしていきたい」、まちを出ていった人が「帰ってきたい」と思えるよう、まわりの行政施策を参考にしながらも市民の声を取り入れ、“府中らしさ”のある魅力的なまちづくりに努められたい。
2. 行政、地域、企業、市民がそれぞれお互いに理解し合いながら、一方向に向かっていけるよう、特に重要である“人”を育てるような施策展開に努められたい。
3. 北部地域（旧上下町）と南部地域（旧府中市）の各地域がそれぞれの特色を生かしたまちづくりを推進するとともに、両地域の交流を図るため公共交通の充実など、各施策の推進に努められたい。
4. 中心市街地の新たな開発や充実とともに、周辺地域の活性化を視野に入れた施策展開に努められたい。
5. 移住先として選ばれ、住んで良かったと思えるまちとなるよう、雇用体制や雇用ニーズを整備するための施策展開に努められたい。
6. 行政においても今後の農業をどのようにしていくのかを考え、農商工連携等も視野に入れた思い切った施策展開に努められたい。
7. 製造業だけではなく、観光やサービスなどで人を呼ぶための魅力づくりについても施策展開に努められたい。
8. 人権が尊重され、すべての人が府中市でいきいきと生活できるよう、様々な福祉産業と連携したまちづくりに努められたい。
9. 障害児や支援の必要な児童の教育の向上に必要な組織づくりや、学校におけるインクルーシブ教育を推進するための環境整備に努められたい。
10. 健康寿命の延伸により、自立できる人を増やすことが大事であり、健康づくりリーダーの育成とともにお互いに協力しあえるつながりづくりに努められたい。
11. 国全体として高齢者の在宅医療を推進する方針が示されており、課題は山積しているものの、関係機関と協力しながら実現に向けて取り組まれたい。
12. 少子化対策として、企業や地域が行政と一体となって結婚支援や子育て支援に積極的に取り組まれたい。
13. 計画の大きな目標に対して、数値化して評価できる計画とし、見直ししながら推進するよう努められたい。

6. 府中市総合計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 府中市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定を行うため、府中市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の原案の策定及び市長への提出に関すること。
- (2) 総合計画の策定に係る総合調整に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長、副委員長及び委員の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、所属職員との連絡を密にし、所属職員の意見を反映した総合計画策定に努めるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、委員会の事務局を総務部企画財政課に置く。

- 2 事務局長は、企画財政課長をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

7. 策定委員会名簿

	役 職	名 前	備 考
1	副市長	舩尾 恭司	委員長
2	教育長	平谷 昭彦	副委員長
3	総務部長	石川 裕洋	部長
4	健康福祉部長	九十九 浩司	
5	まちづくり部長	橘高 参吉	
6	教育部長	栗根 誠司	
7	人事秘書課長	大和 庄二郎	総務部
8	総務課長	小寺 俊昭	
9	税務課長	岡田 武司	
10	健康政策室長	浅野 昌樹	健康福祉部
11	市民課長	山名 則子	
12	健康医療課長	川崎 公也	
13	女性こども課長	岡田 宏子	
14	長寿支援課長	唐川 平	
15	環境整備課長	福原 成幸	
16	地域福祉課長	皿田 敏幸	
17	湯が丘病院	永井 輝明	まちづくり部
18	監理課長	赤利 充彦	
19	まちづくり課長	若井 紳壮	
20	上水下水道課長	新谷 重良	
21	産業活性課長	杉島 賢治	
22	整美保全課長	池田 弘昭	教育部
23	教委総務課長	河本 幹男	
24	学校教育課長	竹内 博行	
25	生涯学習課長	谷口 達也	
26	上下支所長	掛江 賢治	
27	議会事務局長	武田 英三	
28	監査事務局長	豊田 弘治	
29	会計課長	近藤 静夫	

8. 総合計画ワークショップ参加者名簿

市職員			団体・一般		
	所 属	名 前		所属団体等	名 前
1	人事秘書課	能島 綾	21	町内会	道路 岩巳
2	総務課	柳田 恵	22	町内会	山根 和夫
3	企画財政課	谷 光明	23	町内会	石原 完壽
4	企画財政課	小川 愛美	24	町内会	実原 進
5	企画財政課	富岡 信一	25	町内会	中山 道則
6	健康政策室	杉原 裕二	26	青年会議所	藤本 英一郎
7	市民課	松野 大	27	青年会議所	北川 慶祐
8	女性こども課	吉岡 佑三子	28	NPO法人	宮本 憲治
9	長寿支援課	池元 千代	29	リョービ保育園	佐藤 多加代
10	地域福祉課	唐川 寛史	30	たんぽぽ園保育所	吉原 純
11	監理課	小川 美佳	31	たんぽぽ園保育所	佐藤 加奈子
12	まちづくり課	原田 茂幸	32	地域おこし協力隊	藤原 幸大
13	まちづくり課	掛江 昌史	33	地域おこし協力隊	守屋 綾子
14	上水下水道課	久保 卓也	34	一般	佐伯 邦章
15	上水下水道課	浅野 充邦	35	一般	近藤 雅人
16	産業活性課	渡邊 貴博	36	一般	片山 充孝
17	整美保全課	高尾 昌吾			
18	教委総務課	石口 和男			
19	学校教育課	井上 貴士			
20	生涯学習課	北川 貴大			

9. 策定作業経過

年 月 日	内 容
平成 27 年 4 月 8 日	トップヒアリング（市長、副市長、教育長、部長）
平成 27 年 4 月 28 日	第 1 回府中まちづくり C a f e（スタートアップ） 参加者：市役所若手・中堅職員 講師：北野 尚人（内閣官房地域活性化伝道師）
平成 27 年 5 月 16 日	第 2 回府中まちづくり C a f e（ワークショップ） 参加者：市職員、各種団体職員、一般公募者
平成 27 年 6 月 13 日	第 2 回府中まちづくり C a f e（ワークショップ） 参加者：市職員、各種団体職員
平成 27 年 6 月 23 日	第 1 回府中市総合計画策定委員会 策定方針案の承認、重点施策の提案、意見募集
平成 27 年 7 月 24 日	第 2 回府中市総合計画策定委員会 基本構想素案確認
平成 27 年 7 月 27 日	第 1 回府中市総合計画審議会 基本構想素案の諮問
平成 27 年 8 月 18 日	第 3 回府中市総合計画策定委員会 基本計画案の提示
平成 27 年 8 月 24 日	第 2 回府中市総合計画審議会 第 3 次計画の成果説明、基本構想意見交換
平成 27 年 9 月 30 日	第 3 回府中市総合計画審議会 基本計画案の提示、基本構想意見交換、将来都市像の変更案
平成 27 年 10 月 7 日 ～10 月 26 日	パブリックコメント
平成 27 年 11 月 2 日	第 4 回府中市総合計画審議会 将来都市像の決定、答申
平成 27 年 11 月 30 日	基本構想市議会上程
平成 27 年 12 月 11 日	基本構想市議会本会議可決

第4次府中市総合計画

前期基本計画

発行：平成28年3月

広島県府中市 [広島県府中市府川町315番地]

編集：府中市総務部企画財政課

TEL：0847-43-7118

制作：(株)ジャパンインターナショナル総合研究所
